

高等専門学校機関別認証評価

自己評価書

令和 3 年 6 月

神戸市立工業高等専門学校

- ・自己点検・評価結果欄の各項目のチェック欄で「・・・していない」等にチェック（■）した場合は、自己点検・評価の根拠資料・説明等欄に、その理由等を記述すること。
- ・（複数チェック■可）と記載のある項目は、該当する箇所に、それぞれチェックを入れること。
- ・自己点検・評価の根拠資料・説明等欄の記号は次のとおり。
 - ◇：明示している根拠資料については、該当資料名、資料番号を記入すること。資料は、該当箇所がわかるように（行の明示、下線や囲み線を引くなど）して、まとめて自己評価書「根拠資料編」として作成すること。資料を、ウェブサイト等で公表している場合には、ウェブサイト公表資料と付した上で、当該ページを印刷した資料（該当資料名、資料番号を記入）及びそのURLを欄中に貼付すること。
なお、観点4-1-④はURLのみ、観点4-3-①は別紙様式のみとすることも可とする。
 - ◆：資料等を基に自己点検・評価の項目に係る状況を記述すること。
（取組や活動の内容等の客観的事実について具体的に記述し、その状況についての分析結果をその結果を導いた理由とともに記述。）
記述は、できるだけ簡潔にし、分量は、200字程度を目安とすること。なお、「・・・場合は、」とあるものについては、該当する場合のみ記述すること。
- ・根拠資料のみでは、内容が伝わりにくい場合は、自己点検・評価の根拠資料・説明等欄もしくは根拠資料内に簡単な補足説明を加えること。
- ・関係法令の略は次のとおり。
(法)学校教育法、(施)学校教育法施行規則、(設)高等専門学校設置基準

Ⅰ 高等専門学校の現況及び特徴

(1) 現況	
1. 高等専門学校名	神戸市立工業高等専門学校
2. 所在地	〒651-2194 兵庫県神戸市西区学園東町 8 - 3
3. 学科等の構成	準学士課程：機械工学科（2クラス）、電気工学科、電子工学科、応用化学科、都市工学科 専攻科課程：機械システム工学専攻、電気電子工学専攻、応用化学専攻、都市工学専攻
4. 認証評価以外の 第三者評価等の状況	特例適用専攻科（専攻名：機械システム工学専攻、電気電子工学専攻、応用化学専攻、都市工学専攻） ＪＡＢＥＥ認定プログラム（専攻名：都市工学専攻「都市工学プログラム」） その他（ ）
5. 学生数及び教員数 (評価実施年度の5月1日現在)	学生数：1257人 教員数：専任教員96人 助手数：0人
(2)特徴	
【沿革】 神戸市立工業高等専門学校（以下本校という。）は、昭和38年4月に「神戸市立六甲工業高等専門学校」として設置され、昭和41年4月に校名を現在の「神戸市立工業高等専門学校」に変更した。開校当時は機械工学科（2クラス）、電気工学科（2クラス）、工業化学科、土木工学科の4学科6クラス体制であったが、時代の要請の応えるべく、昭和63年4月に「電子工学科」を新設（電気工学科から分科）、平成2年4月に「工業化学科」を「応用化学科」に科名変更、機械工学科に「設計システムコース」と「システム制御コース」の2コース制（3年次から）を導入、平成6年4月に「土木工学科」を「都市工学科」に科名変更した。令和2年4月に機械工学科の2つのコースを「ロボティクス・デザインコース」と「エネルギー・システムコース」の2コース制（4年次から）に改編した。また、平成10年4月に電気電子工学専攻、応用化学専攻を有する専攻科が設置され、平成12年4月に専攻科に機械システム工学専攻、都市工学専攻が追加され、現在の4専攻体制となった。 【教育体制】 本校では、1学科コース制や1専攻コース制ではなく、準学士課程の各学科の上にそれぞれの専攻が設置される編成としており、それぞれの学科・専攻の特色を明確にすることで、準学士課程の早期技術者教育と専攻科課程における開発型技術者教育の効果をより引き出せる学科・専攻体制としているところが特徴である。	

本校は、「深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成すること、並びにその教育、研究機能を活用して国際港都神戸の産業及び文化の発展向上に寄与する」ことを使命とし、各学科・専攻の目的に沿って準学士課程では実践的技術者教育を、専攻科課程では準学士課程で培った知識・教養をもとに開発型技術者教育を提供する体制となっている。また、学科・専攻の横断的な教育体制として以下のような教育プログラム等を提供している。

○成長産業技術者教育プログラム

神戸創生戦略・神戸2020ビジョンで掲げられている戦略産業の中の「航空・宇宙」、「医療・福祉」、「ロボット」の3つの分野の担い手となる技術者を育成するため、平成29年度より3つの分野に関する成長産業技術者教育プログラムを設置した。対象学科は、機械工学科、電気工学科、電子工学科の3年生から5年生までの3年間の教育プログラムとなっており、所属する学科の専門知識に加え、各分野の素養を身に着けた実践的技術者の育成を行っている。

○防災・減災入門

平成7年1月の阪神淡路大震災の被災地にある本校だからこそ、今後起こりうるであろう災害等に対する的確に対処できる基礎知識を身につけた技術者を育成することを目的として、全学科の1年生から3年生の3年間の特別活動（30単位時間以上）として「防災・減災入門」を実施している。防災・減災に関する講義、震災関連の施設見学、救急救命士資格取得など行い、防災・減災に関する知識と意識を持った技術者の育成を行っている。

○単位互換講座

神戸研究学園都市大学交流推進協議会に加盟する5大学1高専で単位互換講座を実施している。本校の専攻科生が他大学の授業科目を履修し、取得した単位を本校専攻科の単位として認定するようにしており、分野の異なる科目の履修をすることで幅広い教養を身につけた技術者の育成を行っている。

（加盟大学：兵庫県立大学、神戸市外国語大学、神戸市看護大学、神戸芸術工科大学、流通科学大学）

【教育課程】

本校では、正課教育と正課外教育によって、実践的技術者の育成を行っている。

正課教育は、低学年では一般教養科目が多く、高学年では専門科目が多くなるくさび形のカリキュラム編成となっており、基礎学力と専門知識の向上を図っている。また、実験実習を重視しており、少人数の実施により実践的な技術の習得ができるようにしている。

正課外教育では、学校行事および課外活動等を通じて、協調性やコミュニケーション能力の養成ならびに組織・チームにおける団体活動や共同作業の経験を積ませるようにしている。本校の運動部の活動は活発で、平成30年に（社）全国高等専門学校体育協会と（一社）全国高等専門学校連合会が発行された「高専体育大会五十年の歩み」の中で各高専の全国体育大会での成績をポイント化して集計した結果が発表されており、本校は全国1位となっている。

Ⅱ 目的

【目的】

神戸市立工業高等専門学校は、学校教育法（昭和22年法律第26号）の定める高等専門学校として、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成すること、並びにその教育、研究機能を活用して国際港都神戸の産業及び文化の発展向上に寄与することを使命とする。

（神戸市立工業高等専門学校学則 第1条）

【教育方針】

○人間性豊かな教育

○基礎学力の充実と深い専門性を培う教育

○国際性を育てる教育

（神戸市立工業高等専門学校 学生便覧）

【養成すべき人材像】

○準学士課程

健康な心身と豊かな教養のもと、工学に関する基礎的な知識を身につけると同時に、創造性も合わせ持つ、国際性と問題解決能力を有する実践的技術者を養成する。

○専攻科課程

専門分野の知識・能力を持つとともに他分野の知識も有し、培われた一般教養のもとに、柔軟で複合的視点に立った思考ができ、問題発見、問題解決ができる創造性豊かな開発型技術者を養成する。

（神戸市立工業高等専門学校 学生便覧）

【学習・教育目標】

A：工学に関する基礎知識を身につける

B：コミュニケーションの基礎的能力を身につける

C：複合的な視点で問題を解決する基礎的能力や実践力を身につける

D：地球的視点と技術者倫理を身につける

Ⅲ 基準ごとの自己評価等

基準 1 教育の内部質保証システム

評価の視点 【重点評価項目】 1-1 教育活動を中心とした学校の総合的な状況について、学校として定期的に学校教育法第109条第1項に規定される自己点検・評価を行い、その結果に基づいて教育の質の改善・向上を図るための教育研究活動の改善を継続的に行う仕組み（以下「内部質保証システム」という。）が整備され、機能していること。			
【重点評価項目】 観点 1-1-① 教育活動を中心とした学校の活動の総合的な状況について、学校として定期的に自己点検・評価を実施するための方針、体制等が整備され、点検・評価の基準・項目等が設定されているか。			
【留意点】 ○ 教育の活動を中心とした学校の教育研究活動の総合的な状況についての自己点検・評価の実施方針、実施体制、実施項目を分析するための観点であり、重点評価項目として位置付けている。（改善への取組については1-1-④で分析する。） ○ 定期的に行うということは、7年以内ごとに実施する大学改革支援・学位授与機構（以下、「機構」という。）の機関別認証評価に対応した自己点検・評価以外に、計画的にモニタリング※や自己点検・評価を実施していることについて分析すること。 ※「モニタリング」として、教育プログラムの実施者がプログラムの現状について、定量的及び定性的なデータや情報を定期的かつ体系的に把握・追跡し、継続的に情報共有を行う作業をいう。 ○ 実施方針とは、趣旨、実施時期、実施方法、評価結果の外部検証等が定められている学校内の規程を想定している。 ○ 実施体制には、委員会や担当部署のほか、自己点検・評価における責任の所在を明記していること。なお、実施体制の「組織図」等があれば提示すること。 ○ 自己点検・評価の基準・項目には、機構の高等専門学校評価基準を活用することや、必要に応じて独自の評価の項目を設定している場合も想定される。 ○ 実施体制、評価の基準・項目等は、実施方針の中で一体的に策定している場合も想定される。			
関係法令 (法)第109条 (施)第166条 (設)第2条			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 （リストから選択してください）			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学校として定期的に自己点検・評価を実施するための方針を定めているか。	◇実施の方針が明示されている規程等		
■ 定めている	資料1-1-1-(1)-01 定期的に自己点検・評価を実施するための方針を定めていることを示す資料（自己点検・評価に関する実施方針）	本方針に沿って、自己点検・評価を毎年度実施している。また、外部評価委員による外部評価も毎年度実施している。ただし、機関別認証評価受審年度の前年度はその限りではない。	

(2) (1)の方針において、自己点検・評価の実施体制（委員会等）を整備しているか。 ■ 整備している	◇実施体制等がわかる資料（組織構成図、関連規程等）		
	資料1-1-1-(2)-01_自己点検・評価の実施体制を整備していることを示す資料（自己点検・評価に関する実施方針）	「自己点検・評価に関する方針」の中で実施体制を示している。	
	資料1-1-1-(2)-02_自己点検・評価の実施体制を整備していることを示す資料（PDCAサイクル図）	「PDCAサイクル図」で実施体制を図示している。	
	資料1-1-1-(2)-03_自己点検・評価の実施体制を整備していることを示す資料（自己評価委員会規程）	「自己評価委員会規程」の中で自己評価委員会の実施内容（任務）を示している。	
	資料1-1-1-(2)-04_自己点検・評価の実施体制を整備していることを示す資料（運営改善会議規程）	「運営改善会議規程」の中で運営改善会議の任務を示している。	
	資料1-1-1-(2)-05_自己点検・評価の実施体制を整備していることを示す資料（校務運営会議規程）	「校務運営会議規程」の中で校務運営会議の任務を示している。	
(3) (1)の方針において、若しくは同方針に基づいて、自己点検・評価の基準・項目等を設定しているか。 ■ 設定している	◇自己点検・評価の基準・項目等がわかる資料（関連規程等）		
	資料1-1-1-(3)-01_自己点検・評価の実施体制を整備していることを示す資料（自己評価委員会規程）	「自己評価委員会規程」の中で自己点検項目（基準１～基準１５）を示している。	

【重点評価項目】

観点 1－1－② 内部質保証システムに基づき、根拠となるデータや資料に基づいて自己点検・評価が定期的に行われ、その結果が公表されているか。

【留意点】

- 根拠となるデータや資料等とは、教育の状況について自己点検・評価を行うに当たり必要な教育活動に関する基礎的な資料のことで、本評価書の右欄に明示された各種資料を想定している。
自己点検・評価に活用できるように体系的に整理しているかを分析すること。より体系的に実施するため、データブック等の策定や、IR（インスティテューショナル・リサーチ）活動として実施している場合も考えられる。
- 定期的に行うということは、7年以内ごとに実施する機構の機関別認証評価に対応した自己点検・評価以外に、計画的にモニタリング※や自己点検・評価を実施していることについて分析すること。
※「モニタリング」として、教育プログラムの実施者がプログラムの現状について、定量的及び定性的なデータや情報を定期的かつ体系的に把握・追跡し、継続的に情報共有を行う作業をいう。（1－1－①の留意点の再掲。）
- 設定した自己点検・評価の基準・項目に基づいて、点検（分析）・評価されていること。（1－1－①(3)と関連。）

関係法令（法）第109条（施）第166条（設）第2条

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 根拠となるデータや資料等を定期的に収集・蓄積しているか。	◇収集・蓄積状況がわかる資料		
■ 収集・蓄積している	資料1-1-2-(1)-01_データや資料等を定期的に収集・蓄積していることを示す資料 (校務運営会議レジュメ) (非公表)	校務運営会議において資料やデータの収集・蓄積のための協力依頼をしている。 (5ページ)：令和2年（2020年）12月	
	資料1-1-2-(1)-02_データや資料等を定期的に収集・蓄積していることを示す資料 (教官会議レジュメ)	教官会議において資料やデータの収集・蓄積のための協力依頼をしている。 (5ページ)：令和2年（2019年）1月	
	資料1-1-2-(1)-03_データや資料等を定期的に収集・蓄積していることを示す資料1 (国際協働への依頼メール)	例として、自己評価委員会から国際協働研究センターへ行った資料提供の依頼メールを資料として挙げる。	
	資料1-1-2-(1)-04_データや資料等を定期的に収集・蓄積していることを示す資料 (依頼メール)	例として、自己評価委員会から教務主事室へ行った資料提供の依頼メールを資料として挙げる。	
	◇担当組織、責任体制がわかる資料		
	資料1-1-2-(1)-05_担当組織、責任体制を示す資料	点検項目の各基準の担当組織を自己評価委員会規程の記載したものを資料とする。	
(2) 自己点検・評価を定期的に実施しているか。	◇自己点検・評価報告書等、実施状況がわかる資料（何年ごとに実施しているかわかる資料も含む。）		
■ 実施している	資料1-1-2-(2)-01_自己評価を実施していることを示す資料（2017年度）	自己点検・評価は毎年度実施しており、自己点検評価シートとしてまとめている。2018年度から書式変更している。	
	資料1-1-2-(2)-02_自己評価を実施していることを示す資料（2019年度）		
	◆何年ごとに実施しているかを明確にしつつ、現在の実施頻度が適切かどうか、データや資料を活用して行われているかについて、資料を基に記述する。		
	「資料1-1-2-(3)-01_自己点検・評価を公表していることを示す資料」にもあるように自己点検・評価は毎年度実施しており、その内容は外部評価委員会からの意見も含め自己点検評価シートにまとめ本校webページで公表している。各基準に必要なデータ・資料も毎年度、自己点検項目の関係部署に依頼をして収集し、蓄積している。収集した資料は、「資料編」(500ページ以上)としてまとめている。現在の頻度は、適切であると考えている。		

(3) (2)の結果を公表しているか。 ☒ 公表している	◇公表状況がわかる資料 資料1-1-2-(3)-01_自己点検・評価を公表していることを示す資料 	自己点検評価シートは、本校webページで公開している。 2020年度は9月頃に公開予定である。 	
【重点評価項目】 観点1－1－③ 学校の構成員及び学外関係者の意見の聴取が行われており、それらの結果が自己点検・評価に反映されているか。 【留意点】 ☐ 学校の構成員及び学外関係者の意見を聴取する方法、内容、実施状況等についての分析を含め、聴取した意見がどのような形で教育の状況に関する自己点検・評価に反映されているか分析すること。 ☐ 特に学外関係者からの意見聴取は、準備等に時間がかかることが想定されるため、計画的な実施が望まれる。 ☐ 「第三者評価」とは、評価対象機関とは独立した第三者組織によって選定された評価者・評価項目等によって行われる評価を指す。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 （リストから選択してください）			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 自己点検・評価の実施に際して、次の各者の意見を反映するようになっているか。（複数チェック■可） ☒ 教員 ☒ 職員 ☒ 在学生 ☒ 卒業（修了）時の学生 ☒ 卒業（修了）から一定年数後の卒業（修了）生 ☒ 保護者	◇各意見聴取の実施状況がわかる資料（実施方法、回数、意見内容の例、アンケート結果集計表等。）		
	資料1-1-3-(1)-01 教員への意見聴取の実施状況がわかる資料（教員面談メール）	教員に対しては、毎年度、5月～6月に副校長による期首面談を実施し、10月～11月に校長による期中面談、3月に校長による期末面談を実施している。 その一例として期中面談の案内メールを本資料としている。	
	資料1-1-3-(1)-02 職員への意見聴取の実施状況がわかる資料（職員面談メール）	職員に対しては、毎年度、5月～6月に総務係長、学生係長による期首面談を実施し、10月～11月に総務係長、学生係長による期中面談、3月に事務室長による期末面談を実施している。その一例として期首面談の案内メールを本資料としている。（2020年度はコロナの影響で7月に期首面談を実施）	
	資料1-1-3-(1)-03 在学生への意見聴取の実施状況がわかる資料（学生意見箱）	学生意見箱を設置し、学生の意見を聴取している。意見は記名式としているため記名された意見・要望については関係部署で対応を協議し、校長名の回答文を掲示するようにしている。事情聴取が必要な案件などは必要に応じて対応している。	
	資料1-1-3-(1)-04 卒業時、修了時の学生意見聴取の実施状況がわかる資料（アンケート結果）	卒業時（修了時）に学校満足度アンケートを毎年度実施している。 本資料は、集計結果を校務運営会議で報告した際の資料である。	
	資料1-1-3-(1)-05 卒業生・修了生への意見聴取の実施状況がわかる資料（卒業生・修了生アンケート）	2019年度に卒業生・修了生アンケートをweb形式で実施している。 （前回は2008年度に実施している。2017年度に外部評価委員会の実施方針の変更により今後は6年毎に実施予定） 今回も回答率が低くなっていることは今後の検討事項と考えている。	
	資料1-1-3-(1)-06 保護者への意見聴取の実施状況がわかる資料（後援会レジュメ）	評議会の際の質疑応答時やそのあとに開催される懇談会の時に意見を聴取するようにしている。また、個別には担任が保護者会や三者懇談等で意見聴取している。	

■ 就職・進学先関係者	資料1-1-3-(1)-07 就職先への意見聴取の状況がわかる資料（企業アンケート）	2019年度に就職先（企業）アンケートを実施している。 （前回は2008年度に実施している。2017年度に外部評価委員会の実施方針の変更により今後は6年毎に実施予定） 本資料は、集計結果を校務運営会議で報告した際の資料である。	
	資料1-1-3-(1)-08 進学先への意見聴取の状況がわかる資料（進学先アンケート）	2021年度に進学先（大学・大学院）アンケートを実施している。 （前回は2008年度に実施している。2017年度に外部評価委員会の実施方針の変更により今後は6年毎に実施予定） 本資料は、集計結果を自己評価委員会で報告した際の資料である。	
	◇自己点検・評価結果報告書等の該当箇所		
	資料1-1-3-(1)-09 自己点検評価シートの該当箇所（2019年度）	2019年度自己点検評価シートの該当場所は、以下の通りである。 3ページ：①「教職員から聴取した意見（期首面談、期中面談）」 7ページ：②「教員、学生から聴取した意見（期首面談、満足度アンケート）」 7ページ：③「学生から聴取した意見（2018年度に導入済み）」 9ページ：④「教員、学生から聴取した意見（2018年度にも記述）」 13ページ：⑤「満足度アンケート結果より問題点を抽出」	
	資料1-1-3-(1)-10 自己点検評価シートの該当箇所（2018年度）	2018年度自己点検評価シートの該当場所は、以下の通りである。 5ページ：①「教員から聴取した意見（期首面談、期中面談）」 7ページ：②「学生から聴取した意見（学生意見箱、満足度アンケート）」 9ページ：③「教員、学生から聴取した意見（期首面談、満足度アンケート）」	
	資料1-1-3-(1)-11 各評価結果等を踏まえて自己点検・評価が行われていることを示す自己点検評価シート（2019年度）の該当箇所		
(2) 自己点検・評価の実施において、聴取された意見の評価結果及び他の様々な評価の結果等を踏まえて行っているか。（複数チェック■可）	資料1-1-3-(1)-12 各評価結果等を踏まえて自己点検・評価が行われていることを示す自己点検評価シート（2018年度）の該当箇所		
	◇各評価結果等を踏まえて自己点検・評価が行われていることを示す報告書等の該当箇所		
	資料1-1-3-(1)-11 各評価結果等を踏まえて自己点検・評価が行われていることを示す自己点検評価シート（2019年度）の該当箇所	2019年度自己点検評価シートの該当場所を示す資料「資料1-1-3-(1)-11」	再掲
	資料1-1-3-(1)-12 各評価結果等を踏まえて自己点検・評価が行われていることを示す自己点検評価シート（2018年度）の該当箇所	2018年度自己点検評価シートの該当場所を示す資料「資料1-1-3-(1)-12」	再掲
【在学生の意見聴取】			
■ 学習環境に関する評価		「資料1-1-3-(1)-11」の③（7ページ）	
■ 学生による授業評価		「資料1-1-3-(1)-11」の①（2ページ）※個人情報を含むため実施のみの記述。	
■ 学生による教育・学習の達成度に関する評価（進級時等、卒業（修了）前の評価）		年度末毎に達成度評価を行っているが、自己点検評価シートへの記述はない。	
□ 学生による満足度評価（進級時等、卒業（修了）前の評価）		本校は、卒業時、修了時にのみ満足度アンケートを実施している。 在学中の意見等は、前述の学生意見箱等で聴取している。	
□ その他			
【卒業（修了）時の意見聴取】			
■ 卒業（修了）時の学生による教育・学習の達成度に関する評価		「資料1-1-3-(1)-11」の⑤（16ページ）：専攻科修了生 「資料1-1-3-(1)-12」の①（13ページ）：本科卒業生 「資料1-1-3-(1)-12」の②（16ページ）：専攻科修了生	

神戸市立工業高等専門学校

☒ 卒業（修了）時の学生による満足度評価		「資料1-1-3-(1)-11」の⑤（16ページ）上記と同一欄で抽出。	
☐ その他			
【卒業（修了）後の意見聴取】			
☒ 卒業（修了）後の学生による学習成果の効果に関する評価		「資料1-1-3-(1)-11」の④（13ページ）⑥（16ページ）	
☒ 卒業（修了）後の就職・進学先等による学生の学習成果の効果に関する評価		卒業生・修了生アンケート、就職先アンケート、進学先アンケートは、2019年度末～2021年度にかけて実施する予定なので、アンケート結果に対する評価の記述は現時点ではない。（2021年度自己点検評価シートで総括する予定）	
☐ その他			
【外部評価】			
☒ 外部有識者の検証		「資料1-1-3-(1)-11」の②（4ページ）	
☒ 教育活動に関する第三者評価（機関別認証評価、JABEE等。）		自己点検評価シート内に該当箇所はありません。	
☐ 設置計画履行状況調査			
☐ その他			
	◆その他の項目をチェックした場合は、当該評価の内容を記述するとともに、上記◇と同様に該当箇所を明示すること。		

【重点評価項目】 観点 1－1－④ 自己点検・評価や第三者評価等の結果を教育の質の改善・向上に結び付けるような組織としての体制が整備され、機能しているか。			
【留意点】 ○ 改善・向上のための組織体制には、委員会や担当部署のほか、改善・向上の取組のための責任の所在が明確になっていること。組織図等があれば提示すること。 1－1－①－(2)と同じ組織体制を充てる場合であっても、自己点検・評価の実施と改善・向上の取組の両方の役割をそれぞれ明確に規程等で整理できているかを分析すること。 ○ 第三者評価等とは、機構が実施する機関別認証評価や、J A B E E（日本技術者教育認定機構）による J A B E E 認定プログラムの認定、機構が実施する特例適用専攻科の認定等のほか、第三者評価ではない、自己点検・評価の外部有識者による検証を含み、外部者が検証・評価した結果等の全てを想定しており、そこで指摘された改善事項等への対応を事例として想定している。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 自己点検・評価や第三者評価等の結果を教育の質の改善・向上に結び付けるような体制が整備されているか。 ■ 整備されている	◇実施体制がわかる資料（組織相互関連図、関連規程、議事録、活動記録等）		
	資料1-1-4-(1)-01_教育の質の向上・改善に結びつける実施体制がわかる資料 1	組織相互関連図として、本校の「PDCAサイクル図」を示す。	
	資料1-1-4-(1)-02_教育の質の向上・改善に結びつける実施体制がわかる資料 2	関連規程として、本校の「自己点検・評価に関する実施方針」を示す。	
(2) 前回の機関別認証評価における評価結果について、「改善を要する点」として指摘された事項への対応をしているか。 ■ 対応している	◇対応状況がわかる資料		
	資料1-1-4-(2)-01_前回の機関別認証評価で指摘を受けた事項 1	前回の機関別認証評価で「改善を要する点」として指摘を受けた事項は以下の3点である。 ①科目間連携表の活用状況を学校による組織としての確認が不十分である。 ②アドミッション・ポリシーに入学選抜の基本方針が明文化されていない。 ③英語によるコミュニケーション能力が低いという結果が得られたことに対して、有効な改善策が講じられていない。	
	資料1-1-4-(2)-02_前回の機関別認証評価の意見に対応していることを示す資料 (1)	①に対して、2015年度の自己点検評価シートで改善策を講じたことを示す資料。（1ページ目） ※改善策に沿って2016年度から実施している。	
	資料1-1-4-(2)-03_シラバス会議の実施を依頼していることを示す資料	2020年度の教務主事室から教務委員に出した依頼メール	
	資料1-1-4-(2)-04_シラバス会議で検討していることを示す資料	学科で検討していることがわかるシラバス会議の議事録例	
	資料1-1-4-(2)-05_前回の機関別認証評価の意見が反映されていることを示す資料 (2)	②に対しては、校長了承のもとその年度内に早急な対応を行ったため、その過程を示す議事録は残っていないが、現状のアドミッション・ポリシーを示す。 ③に対して、英語科で前回の機関別認証評価以降の対応策の総括を行った議事録を示す。 実施していることを示すシラバスを示す。	
	資料1-1-4-(2)-06_前回の機関別認証評価の意見が反映されていることを示す資料 (3)		
(3)(2)以外で、実際に、自己点検・評価や第三者評価等の結果に基づいて改善に向けた取組を行っているか。 ■ 改善に向けた取組を行っている	◇自己点検・評価結果報告書や第三者評価等の該当箇所		
	◇評価結果を受けた改善の取組がわかる資料		

1-1 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。

評価の視点

1-2 準学士課程、専攻科課程それぞれについて、卒業（修了）の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）（以下「三つの方針」という。）が学校の目的を踏まえて定められていること。

（準学士課程）

観点1-2-① 準学士課程の卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）が学校の目的を踏まえて明確に定められているか。

【留意点】

- ガイドラインとは、下記関係法令に示す平成28年3月31日に決定されたガイドラインのことをいう。
- 「卒業の認定に関する方針」（ディプロマ・ポリシー）については、ガイドラインの3ページ上段の基本的な考え方や、同5ページ中段の三つのポリシー相互の関係、同6ページのディプロマ・ポリシーについて等、ガイドラインの内容を参照の上、適切に定められていることを分析すること。
- 教育する立場からみた教えるべき内容ではなく、教育を受ける側（＝学習者＝学生）の立場に立って「何を身に付け、何ができるようになったか」という学習の成果が明確にわかる、具体的な内容となっていることを分析すること。
- 学校教育法施行規則第172条の2第1項第1号の規定により学校の目的を、高等専門学校設置基準第3条の規定により学科ごとの目的を、それぞれ定めることが義務付けられており（本評価書のⅡ目的に記載するもの。）、それぞれの目的と卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）が、内容的に齟齬がないなど整合性を有していることを分析すること。
- 卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）の策定の単位は、準学士課程全体で一つのポリシーを定めることや、学科ごとに定めることが考えられるところであり、学校・学科の目的や教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）との整合性を踏まえて、学校ごとに策定単位を明確にすることが求められる。

関係法令 (法)第117条 (施)第165条の2 (設)第17条第3～6項、第17条の2、第17条の3、第18条、第19条、第20条

「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン（平成28年3月31日中央教育審議会大学分科会大学教育部会）

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

（リストから選択してください）

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) ガイドライン等を踏まえ、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）を定めているか。（複数チェック■可）	◇策定した卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）		
■ 準学士課程全体として定めている	資料1-2-1-(1)-01 準学士課程のディプロマ・ポリシー	準学士課程のディプロマ・ポリシーは、準学士課程全体で定めている。 なお、学習・教育目標のA4は、学科ごとに設定している。	
■ 学科ごとに定めている	資料1-2-1-(1)-02 本校の教育方針と学科ごとの養成すべき技術者像		
□ その他			

(2) 卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）が、「何ができるようになるか」に力点を置いたものであり、かつ準学士課程全体、各学科の目的（本評価書Ⅱに記載したもの。）と整合性を有しているか。			
■ 整合性を有している		準学士課程のディプロマ・ポリシーには、「神戸高専の準学士課程では、一般科目と専門科目を通じて、健康な心身と豊かな教養のもと、工学に関する基礎的な知識を身につけると同時に、創造性も合わせ持つ国際性、問題解決能力を有する実践的技術者を養成しています。そのために学生が卒業時に身につけるべき学力や資質・能力を次の4つの学習・教育目標として設定しています。」を明記しており、これは「資料1-2-1-(1)-02_本校の教育方針と学科ごとの養成すべき技術者像」に明記されている内容に対応したものとなり整合性がとれている。また、学習・教育目標には、「何ができる」を明記しており、そこに力点を置いたものとなっている。	
(3)卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）の中で、学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力、並びに、養成しようとする人材像等の内容を明確に示しているか。	◆その他の項目をチェックした場合は、策定単位を具体的に記述する。	準学士課程のディプロマ・ポリシーには、「これらの学習・教育目標に到達するために、各学科の所定の単位を修得し、かつこれらの能力と素養を身につけた学生に対して卒業を認定します。」と明記しており、人材像としては「健康な心身と豊かな教養のもと、工学に関する基礎的な知識を身につけると同時に、創造性も合わせ持つ国際性、問題解決能力を有する実践的技術者を養成しています。」と明確に示している。	

観点1-2-② 準学士課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）が、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を持ち、学校の目的を踏まえて明確に定められているか。

- 【留意点】
- ガイドラインとは、下記関係法令に示す平成28年3月31日に決定されたガイドラインのことをいう。
 - 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）については、ガイドラインの3ページ上段の基本的な考え方や、同5ページ中段の三つのポリシー相互の関係、同6ページのカリキュラム・ポリシーについて等、ガイドラインの内容を参照の上、適切に定められていることを分析すること。
 - 特に、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）は学校教育法施行規則第165条の2第2項において、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を有して定めることが求められていることから、両ポリシーの内容が整合的であることを分析すること。
 - 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）の策定の単位は、準学士課程全体又は学科ごとに定めることが想定されるところであり、学校・学科の目的や卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）との整合性を踏まえて、学校ごとに策定単位を明確にすることが求められる。（卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と策定単位が一致していることが原則であると想定されるが、各高等専門学校の判断で策定単位を一致させていないことも想定されることから、整合性を分析する際には、形式に留まらず内容的整合性を分析することが求められる。）
 - （3）の選択肢のうち、「その他」以外のものについては、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に必ず含むものとして想定している。

関係法令 （施）第165条の2 （設）第15条、第16条、第17条第7項、第17条の2

「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン（平成28年3月31日中央教育審議会大学分科会大学教育部会）

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

（リストから選択してください）

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) ガイドライン等を踏まえ、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を定めているか。（複数チェック■可）	◇策定した教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）		
■ 準学士課程全体として定めている	資料1-2-2-(1)-01 準学士課程のカリキュラムポリシー	準学士課程のカリキュラム・ポリシーは、準学士課程全体で定めている。 なお、学習・教育目標のA4は、学科ごとに設定している。	
■ 学科ごとに定めている			
□ その他			
(2) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）は、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）との整合性を有しているか。	資料1-2-2-(1)-01 準学士課程のカリキュラムポリシー	カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーに掲げる4つの学習・教育目標（A～D）に対応するように編成されている。 ただし、ディプロマ・ポリシーの学習・教育目標Cの項目の細目に対しては、C1がカリキュラム・ポリシー（1）、C2とC4がカリキュラム・ポリシー（2）、C3がカリキュラム・ポリシー（3）に該当する。 このことから、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの整合性を有している。	再掲
■ 整合性を有している	資料1-2-1-(1)-01 準学士課程のディプロマ・ポリシー		再掲
	◆その他の項目をチェックした場合は、策定単位を具体的に記述する。		

(3)教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）は、どのような内容を含んでいるか。（複数チェック■可） ■ どのような教育課程を編成するかを示している ■ どのような教育内容・方法を実施するかを示している ■ 学習成果をどのように評価するかを示している ☐ その他			
	資料1-2-2-(3)-01 どのような教育課程を編成するかを示す資料	全学科共通のフォーマットとしているため、赤枠は機械工学科のみに記載する。（1ページ目）	
	資料1-2-2-(3)-02 どのような教育内容・方法を実施するかを示す資料	全学科共通のフォーマットとしているため、赤枠は機械工学科のみに記載する。（1～2ページ目）	
	資料1-2-2-(3)-03 学修成果をどのように評価するかを示す資料	全学科共通のフォーマットとしているため、赤枠は機械工学科のみに記載する。（2ページ目）	
	◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		

観点1－2－③ 準学士課程の入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）が学校の目的を踏まえて明確に定められているか。

【留意点】

- ガイドラインとは、下記関係法令に示す平成28年3月31日に決定されたガイドラインのことをいう。
- 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）については、ガイドラインの3ページ上段の基本的な考え方や、同5ページ中段の三つのポリシー相互の関係、同6ページのアドミッション・ポリシーについて等、ガイドラインの内容を参照の上、適切に定められていることを分析すること。
- 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）の策定の単位は、準学士課程全体で1つのポリシーを定めることが考えられるが、学科ごとに定めることも可能である。
- 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）には、「入学者選抜の基本方針」と「求める学生像（受け入れる学生に求める学習成果を含む。）」の両方を定めているかを分析すること。

なお、受け入れる学生に求める学習成果として、「学力の3要素」に沿った成果の内容が明示されていることを分析すること。

- 「学力の3要素」とは、1 知識・技能、2 思考力・判断力・表現力等の能力、3 主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度のことである。

関係法令（法）第57条、第118条（施）第165条の2
「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン（平成28年3月31日中央教育審議会大学分科会大学教育部会）

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

(リストから選択してください)			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1)ガイドライン等を踏まえ、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）を定めているか。（複数チェック■可） ■ 準学士課程全体として定めている ☐ 学科ごとに定めている ☐ その他	◇策定した入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）		
	資料1-2-3-(1)-01 準学士課程のアドミッション・ポリシー		
	資料1-2-3-(1)-02 準学士課程のアドミッション・ポリシー（編入学）		

(2)入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）は、学校の目的や学科の目的（本評価書Ⅱに記載したもの。）、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえて策定しているか。			
■ 目的・方針等を踏まえて策定している	資料1-2-3-(1)-01 準学士課程のアドミッション・ポリシー	アドミッション・ポリシーでは、技術者になることへの意欲や基礎学力（特に数学と理科が得意）を有し、実験実習等で必要な協調性、学習や研究に必要な主体性などを併せ持つ生徒を求める学生像として掲げており、ディプロマ・ポリシーに掲げる4つの学習・教育目標（A～D）とそれらを達成するためにディプロマ・ポリシーと整合性を有するように定めたカリキュラム・ポリシーの内容を踏まえて策定したものである。 編入学に対しても同様な求める学生像としており、ディプロマ・ポリシーやカリキュラム・ポリシーを踏まえたものである。	再掲
	資料1-2-1-(1)-01 準学士課程のディプロマ・ポリシー		再掲
	資料1-2-2-(1)-01 準学士課程のカリキュラムポリシー		再掲
(3)入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）には、「入学者選抜の基本方針」を明示しているか。 ■ 明示している	資料1-2-3-(3)-01 準学士課程の入学者選抜の基本方針		
	資料1-2-3-(3)-02 準学士課程の入学者選抜の基本方針（編入学）		
(4)入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）には、「求める学生像（受け入れる学生に求める学習成果を含む。）」を明示しているか。 ■ 明示している	資料1-2-3-(4)-01 準学士課程の求める学生像		
	資料1-2-3-(4)-02 準学士課程の求める学生像（編入学）		
(5) 受け入れる学生に求める学習成果には「学力の3要素」に係る内容が含まれているか。 ■ 含まれている	資料1-2-3-(4)-01 準学士課程の求める学生像		再掲
	資料1-2-3-(4)-02 準学士課程の求める学生像（編入学）	【準学士課程】 ・知識、技能：求める学生像の（１）と（３）が該当 ・思考力、判断力：求める学生像の（２）が該当 ・主体性、多様性、協働性：求める学生像の（３）と（４）が該当 【準学士課程（編入学）】 ・知識、技能：求める学生像の（１）が該当 ・思考力、判断力：求める学生像の（２）が該当 ・主体性、多様性、協働性：求める学生像の（１）と（３）が該当	再掲
	◆その他の項目をチェックした場合は、策定単位を具体的に記述する。		

(専攻科課程)			
観点1-2-④ 専攻科課程の修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）が学校の目的を踏まえて明確に定められているか。			
【留意点】			
○ 観点1-2-①の留意点に準ずるものとする。			
関係法令 (法)第119条第2項 (施)第165条の2 (設)第17条第3～6項、第17条の2、第17条の3、第18条、第19条、第20条 「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関する ガイドライン（平成28年3月31日中央教育審議会大学分科会大学教育部会）			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
(リストから選択してください)			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) ガイドライン等を踏まえ、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）を定めているか。（複数チェック■可）	◇策定した修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）がわかる資料		
■ 専攻科課程全体として定めている	資料1-2-4-(1)-01 専攻科課程のディプロマ・ポリシー	専攻科課程のディプロマ・ポリシーは、専攻科課程全体で定めている。 なお、学習・教育目標のA4は、専攻ごとに設定している。	
■ 専攻ごとに定めている			
□ その他			
(2) 修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）が、「何ができるようになるか」に力点を置き、専攻科課程全体、各専攻の目的（本評価書Ⅱに記載したもの）と整合性を有しているか。			
■ 整合性を有している	資料1-2-4-(1)-01 専攻科課程のディプロマ・ポリシー	専攻科課程のディプロマ・ポリシーには、「神戸高専の専攻科課程では、専門共通科目、専門展開科目、一般教養科目による学修を通じて、専門分野の知識・能力を持つと共に他分野の知識も有し、培われた教養教育のもとに、柔軟で複合的視点に立った思考ができ、問題発見、問題解決ができる創造性豊かな開発型技術者を養成しています。そのために学生が修了時に身につけるべき学力や資質・能力を次の4つの学習・教育目標として設定しています。」を明記しており、これは「資料1-2-4-(1)_専攻ごとの養成すべき技術者像」に明記されている内容に対応したものとなり整合性がとれている。 また、学習・教育目標には、「何ができる」を明記しており、そこに力点を置いたものとなっている。	再掲
	資料1-2-4-(1)-02 専攻毎の養成すべき技術者像		
(3) 修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）の中で、学生が修了時に身に付ける学力、資質・能力、並びに、養成しようとする人材像等の内容を明確に示しているか。	資料1-2-4-(1)-01 専攻科課程のディプロマ・ポリシー	専攻科課程のディプロマ・ポリシーには、「これらの学習・教育目標に到達するために、各専攻の所定の単位を修得し、かつこれらの能力と素養を身につけた学生に対して修了を認定します。」と明記しており、人材像としては「専門分野の知識・能力を持つと共に他分野の知識も有し、培われた教養教育のもとに、柔軟で複合的視点に立った思考ができ、問題発見、問題解決ができる創造性豊かな開発型技術者を養成しています。」と明確に示している。	再掲
■ 示している	◆その他の項目をチェックした場合は、策定単位を具体的に記述する。		

観点1-2-⑥ 専攻科課程の入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）が学校の目的を踏まえて明確に定められているか。

【留意点】			
○ 観点1-2-③の留意点に準ずるものとする。			
関係法令 (法)第119条第2項 (施)第165条の2、第177条 「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関する ガイドライン（平成28年3月31日中央教育審議会大学分科会大学教育部会）			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
(リストから選択してください)			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) ガイドライン等を踏まえ、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）を定めているか。（複数チェック■可）	◇策定した入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）		
■ 専攻科課程全体として定めている	資料1-2-6-(1)-01 専攻科課程のアドミッション・ポリシー		
□ 専攻ごとに定めている			
□ その他			
(2) 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）は、学校の目的や専攻科課程の目的（本評価書Ⅱに記載したもの）、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえて策定しているか。			
■ 目的・方針等を踏まえて策定している	資料1-2-6-(1)-01 専攻科課程のアドミッション・ポリシー	アドミッション・ポリシーでは、専門性をさらに深める熱意や専門分野の基礎知識と数学や英語の基礎学力を有し、研究活動や学習等で必要な協調性、主体性も併せ持つ学生を求める学生像として掲げており、ディプロマ・ポリシーに掲げる4つの学習・教育目標（A～D）とディプロマ・ポリシーと整合性を取りつつ学習・教育目標を達成するために定めたカリキュラム・ポリシーの内容を踏まえて策定したものである。	再掲
(3) 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）には、「入学者選抜の基本方針」を明示しているか。			
■ 明示している	資料1-2-6-(3)-01 専攻科課程の入学者選抜の基本方針		
(4) 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）には、「求める学生像（受け入れる学生に求める学習成果を含む。）」を明示しているか。			
■ 明示している	資料1-2-6-(4)-01 専攻科課程の求める学生像		
(5) 受け入れる学生に求める学習成果には「学力の3要素」に係る内容が含まれているか。			
■ 含まれている	資料1-2-6-(1)-01 専攻科課程のアドミッション・ポリシー	【専攻科課程】 ・知識、技能：求める学生像の（１）が該当 ・思考力、判断力：求める学生像の（２）が該当 ・主体性、多様性、協働性：求める学生像の（１）と（３）と（４）が該当	再掲
◆その他の項目をチェックした場合は、策定単位を具体的に記述する。			

1-2 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。

評価の視点

1-3 学校の目的及び三つの方針が、社会の状況等の変化に応じて適宜見直されていること。

観点1-3-① 学校の目的及び三つの方針が、社会の状況等の変化に応じて適宜見直されているか。

【留意点】

- (2)の点検の実施については、改組転換といった教育組織の見直しや教育課程の充実（外国語科目の充実や、実務教育科目の充実等。）により、三つの方針の全体若しくはいずれかの見直しを行っていることについて、分析すること。

関係法令 (法)第109条 (施)第166条 (設)第2条

観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

（リストから選択してください）

自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学校の目的及び三つの方針について、社会の状況等を把握し、適宜点検する体制となっているか。 ■ なっている	◇点検を行う体制がわかる資料（関連規程等、三つの方針の内容を点検し、必要に応じて見直すことについて定めているもの。）		
	資料1-3-1-(1)-01 3つの方針を適宜点検する体制を示す資料（自己点検・評価に関する実施方針）		
	資料1-3-1-(1)-02 3つの方針を適宜点検する体制を示す資料（運営改善会議規程）		
	資料1-3-1-(1)-03 3つの方針を適宜点検する体制を示す資料（自己評価委員会規程）		
(2) 学校の目的及び三つの方針について、社会の状況等を把握し、適宜点検しているか。 ■ 点検した上で、改定を要しないと判断している	◇点検の実情に関する資料（実績）		
	資料1-3-1-(2)-01 3つの方針を適宜点検していることを示す資料（入試委員会議事録）	運営改善会議メンバーの了承を得て、入試方法にも関連するのでアンケート結果を踏まえた3つのポリシーに関しての点検を校務運営会議メンバーもそろっている入試委員会にて行うこととした。	
	資料1-3-1-(2)-02 3つの方針を適宜点検していることを示す資料（自己評価委員会議事録）		
	資料1-3-1-(2)-03 3つの方針を適宜点検していることを示す資料（自己評価委員会議事録）		

1-3 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。

基準 1

優れた点

本校は、本校が定める点検項目（基準 1～15）のすべてに対して毎年度、資料やデータの収集・蓄積し、自己評価を行ったものを「外部評価報告書（本文編、資料編）」としてまとめている。この報告書に基づき、外部評価委員会を毎年度開催して点検・評価をして頂いている。（ただし、機関別認証評価受審年度の前年度は実施しないことを本校の「自己点検・評価の実施方針」で定めている。）
すべての基準に対して毎年度、外部評価委員会を開催しているケースは少なく、この取り組みはJABEEでも「優れた点」として評価を受けている。

改善を要する点

基準 2 教育組織及び教員・教育支援者等

評価の視点			
2-1 学校の教育に係る基本的な組織構成が、学校の目的に照らして適切なものであること。また、教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。			
観点 2-1-① 学科の構成が、学校の目的に照らして、適切なものとなっているか。			
【留意点】			
○ 準学士課程の目的と卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）において、全ての学科に係する記述が明確になっていることを分析すること。			
○ 学科ごとの目的が、高等専門学校設置基準の規定に適合しているかどうかとともに、本評価書Ⅱに記載した学校の目的に適合しているかについて分析すること。			
関係法令 (法)第116条 (設)第4条、第4条の2、第5条、第27条の3			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
(リストから選択してください)			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学科の構成が学校の目的（本評価書Ⅱに記載したもの。）及び卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性がとれているか。 ■ 整合性がとれている	◆学校の目的及び卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を有した学科の構成となっていることについて、資料を基に記述する。		
	資料2-1-1-(1)-01 本校の目的（本科教育方針）		
	資料2-1-1-(1)-02 本科ディプロマポリシー		
	準学士課程は、本校の使命を具現化するために機械工学科(定員80人)、電気工学科(定員40人)、電子工学科(定員40人)、応用化学科(定員40人)、都市工学科(定員40人)の構成となっており、ディプロマ・ポリシーとも整合がとれている。		

観点 2－1－② 専攻の構成が、学校の目的に照らして、適切なものとなっているか。

【留意点】

- 専攻科課程の目的と修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）において、全ての専攻に関係する記述が明確になっていることを分析すること。
- 専攻ごとの目的が、学校教育法の規定に適合しているかどうかについて分析すること。

関係法令 （法）第119条第2項

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 専攻の構成が学校の目的（本評価書Ⅱに記載したもの。）及び修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性がとれているか。 ■ 整合性がとれている	◇本評価書Ⅱに記載したもの以外に専攻科規程等があれば、それがわかる資料		
	資料2-1-2-(1)-01_本校の目的（専攻科教育方針）		
	資料2-1-2-(1)-02_専攻科ディプロマポリシー		
	◆学校の目的及び修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を有した専攻の構成となっていることについて、資料を基に記述する。		
	専攻科課程は、準学士課程の各学科の上に機械システム工学専攻(定員8人)、電気電子工学専攻(定員8人)、応用化学専攻(定員4人)、都市工学専攻(定員4人)を設置する構成となっており、本校の使命およびディプロマ・ポリシーとも整合がとれている。		

観点2-1-③ 教育活動を有効に展開するための検討・運営体制が整備され、教育活動等に係る重要事項を審議するなどの必要な活動が行われているか。

【留意点】なし。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育活動を有効に展開するための検討・運営体制を整備しているか。	◇教育活動を有効に展開するため必要と考えられる教務・学生支援・入試等の委員会の組織体制がわかる資料（当該事項を審議するための組織の構成図、運営規程等）		
■ 整備している	資料2-1-3-(1)-01_教育活動を有効に展開するための運営体制を整備していることを示す資料（組織規程）		
	資料2-1-3-(1)-02_教育活動を有効に展開するための運営体制を整備していることを示す資料（校務組織図）		
	資料2-1-3-(1)-03_教育活動を有効に展開するための運営体制を整備していることを示す資料（教務委員会規程）		
	資料2-1-3-(1)-04_教育活動を有効に展開するための運営体制を整備していることを示す資料（学生委員会規程）		
	資料2-1-3-(1)-05_教育活動を有効に展開するための運営体制を整備していることを示す資料（本校のPDCAサイクル）		
	資料2-1-3-(1)-06_教育活動を有効に展開するための運営体制を整備していることを示す資料（校務組織および委員会一覧）		
	資料2-1-3-(1)-07_教育活動を有効に展開するための運営体制を整備していることを示す資料（専攻科運営委員会規程）		
	資料2-1-3-(1)-08_教育活動を有効に展開するための運営体制を整備していることを示す資料（入試委員会規程）		
(2) (1)の体制の下、必要な活動を行っているか。	◇活動が行われている実績がわかる資料（当該事項の審議内容を記した会議の議事要旨等）		
■ 行っている	資料2-1-3-(2)-01_教育活動を有効に展開するための運営体制の下、必要な活動を行っていることを示す資料（議事録メーリングリスト）		
	資料2-1-3-(2)-02_教育活動を有効に展開するための運営体制の下、必要な活動を行っていることを示す資料（入試委員会議事録）		
	資料2-1-3-(2)-03_教育活動を有効に展開するための運営体制の下、必要な活動を行っていることを示す資料（各委員会の活動状況）		
	資料2-1-3-(2)-04_教育活動を有効に展開するための運営体制の下、必要な活動を行っていることを示す資料（議事録例）（非公表）		

2-1 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
評価の視点 2-2 教育活動を展開するために必要な教員が適切に配置されていること。			
観点2-2-① 学校の目的を達成するために、準学士課程に必要な一般科目担当教員及び各学科の専門科目担当教員が適切に配置されているか。			
【留意点】 ☐ 本評価書Ⅱに記載した学校の目的に沿って編成された教育課程を展開するために、必要な教員が配置されていることを分析すること。 (例1) 目的に「国際的コミュニケーション能力を育成する」を掲げている場合、英語担当教員の配置の充実や、ネイティブスピーカーの配置の充実等。 (例2) 目的に「実践的技術者を育成する」を掲げている場合、技術資格を有する者や実務経験を有する者を効果的に配置するなど。 ☐ (1)(2)に関し、専任教員数には助教の数も含めることができる(助手は除く。) ☐ (4)(5)については、非常勤講師についても分析すること。			
関係法令 (法)第120条 (設)第6条、第7条、第8条、第9条			
観点の自己点検・評価結果欄(該当する口欄をチェック■) 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☐ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄(該当する口欄をチェック■)	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 一般科目担当の専任教員を法令に従い、確保しているか。 ☐ 確保している	◇【様式2-1】高等専門学校現況表		
		一般科目担当の専任教員は、国語(3名)、人文・社会(5名)、数学(8名)、理科(5名)、英語(7名)、体育(4名)の32名となっており、法令に従い確保している。	
(2) 専門科目担当の専任教員を法令に従い、確保しているか。 ☐ 確保している			
		専門科目担当の専任教員は、機械工学科(21名)、電気工学科(11名)、電子工学科(10名)、応用化学科(11名)、都市工学科の64名となっており、法令に従い確保している。	
(3) 専門科目を担当する専任の教授及び准教授の数を法令に従い、確保しているか。 ☐ 確保している			
		専門科目を担当する専任教員の教授数は37名、准教授数は19名となっており、法令に従い確保している。	

(4) 適切な専門分野の教員が授業科目を担当しているか。 ■ 担当が適切である	◇【様式2-3】担当教員一覧表等	「【様式2-3】担当教員一覧表」に示すように、専任教員、非常勤講師ともに各教員の専門分野に関連する授業科目を担当している。	
(5) 適切な教員配置について専門分野以外に配慮していることがあるか。（複数チェック■可） ■ 博士の学位 ■ ネイティブスピーカー（担当する言語を母国語とする） ■ 技術資格 ■ 実務経験（教育機関以外の民間企業等における勤務経験者等） ■ 海外経験 □ その他	◆配慮事項として掲げる博士の学位、ネイティブスピーカー、技術資格、実務経験、海外経験、その他の具体的な内容について、資料を基に記述する。 資料2-2-1-(5)-01 教員リスト（海外経験） 【様式2-3】担当教員一覧表 本校の教育方針である「深い専門性」を有する人材を養成するため、96人中76名の博士の学位を有する教員を配置している。また、「国際性を育てる教育」を実践するため、ネイティブスピーカー（常勤1人、非常勤1人）、海外経験者12人を配置している。さらに、本校の養成すべき人材像にある「実践的技術者」を養成するため、実務経験者25人（うち1人は技術士）を配置している。 ◆その他の項目をチェックした場合は、具体的な配慮事項を記述する。	専任教員96名の内76名が博士の学位を取得している。 （専門学科教員61名、一般科教員15名） また、非常勤講師13名が博士の学位を取得している。 専任教員1名、非常勤講師1名を配置している。 （機械工学科に1名ネイティブスピーカーが配置されているが、基本は機械分野の専門科目を担当している） 専任教員20名、非常勤講師4名を配置している。 （専門学科専任教員20名、専門学科非常勤講師3名、一般科非常勤教員1名） 専任教員25名、非常勤講師18名を配置している。 （専門学科専任教員22名、専門学科非常勤講師16名） （一般科専任教員3名、一般科非常勤教員2名） 専任教員12名が海外経験者である。 （専門学科専任教員9名、一般科専任教員3名）	

観点 2－2－② 学校の目的を達成するために、専攻科課程に必要な各分野の教育研究能力を有する専攻科担当教員が適切に配置されているか。

【留意点】

- 本評価書Ⅱに記載した目的や修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に基づいて編成された教育課程を展開するために必要な教員が配置されていることを分析すること。
（例）目的に「応用開発型技術者を育成する」を掲げている場合、博士取得者、技術資格を有する者や実務経験を有する者を効果的に配置するなど。
- 本評価書Ⅰ(1)4.において、特例適用専攻科について記載した場合は、その結果を利用できる。利用する場合は、当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、根拠理由欄に、この結果を踏まえた根拠理由を記述すること。自己点検・評価結果欄の各項目について、個別の記入は要しない。

関係法令 (法)第119条第2項

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

（根拠理由欄）

専攻科の授業科目担当者は、適切に確保され、適切な専門分野の教員を配置している。また、研究指導は研究実績・指導能力を有する専攻科担当教員（指導教員として「適」と認定された教員）が行っている。これらは、2016年度に大学改革支援・学位授与機構から特例適用専攻科として認定された際に確認されている。

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 専攻科の授業科目担当教員を適切に確保しているか。	◇【様式2－3】担当教員一覧表等		
（リストから選択してください）			
(2) 適切な専門分野の教員が授業科目を担当しているか。			
（リストから選択してください）			
	◆左記について、資料を基に記述する		
(3) 適切な研究実績・研究能力を有する教員が研究指導を担当しているか。	◇適切な研究実績・研究能力を有する教員が研究指導を担当していることがわかる資料		
（リストから選択してください）			

観点 2－2－③ 学校の目的に応じた教育研究活動の活性化を図るため、教員の年齢構成等への配慮等適切な措置が講じられているか。

【留意点】なし。

関係法令 (設)第6条第6項

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教員の配置について、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮しているか。 ■ 配慮している	◇教員の年齢構成がわかる資料（観点 4－3－①の、教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関する根拠資料を流用してもよい。）		
	資料2-2-3-(1)-01 教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることが内容に配慮していることを示す資料（教員年齢構成）		
	資料2-2-3-(1)-02 適切な教員配置について配慮していることを示す資料（教員公募）		
	◆配慮の取組について、資料を基に記述する。		
	教員採用の公募を行う際に、専門分野に加えて各学科の年齢構成を鑑みながら職階を決定するようにしており、著しい偏りは生じていない。		
(2) (1)以外に配慮している措置等はあるか。（複数チェック■可） ■ 教育経歴 ■ 実務経験 ■ 男女比 □ その他	◇左記でチェックした項目について、実施状況がわかる資料		
	資料2-2-3-(2)-01 教員の配置について、配慮している措置（教員公募）		
	資料2-2-3-(2)-02 教員の配置について、配慮している措置（公募資料：履歴書）		
	資料2-2-3-(2)-03 教員の配置について、配慮している措置（公募資料：教育研究業績書）		
	◆その他の項目をチェックした場合は、内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		

(3) 在職する教員に対して教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るために行っている措置等はあるか。(複数チェック■可) ☒ 学位取得に関する支援 ☐ 任期制の導入 ☒ 公募制の導入 ☒ 教員表彰制度の導入 ☐ 企業研修への参加支援 ☒ 校長裁量経費等の予算配分 ☒ ゆとりの時間確保策の導入 ☒ サバティカル制度の導入 ☐ 他の教育機関との人事交流 ☐ その他	◇左記でチェックした項目について、実施状況がわかる資料		
	資料2-2-3-(3)-01_教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るために行っている措置（内地留学制度実施要項）	学位取得の支援として、内地留学制度を整備している。 「資料2-2-3-(3)-01」	
	資料2-2-3-(3)-02_在籍教員に対して教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るために行っている措置（教育表彰規程）		
	資料2-2-3-(3)-03_在籍教員に対して教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るために行っている措置（教育表彰実績）	教員採用に際して、教員公募制を導入している。 「資料2-2-3-(2)-01」	
	資料2-2-3-(3)-04_教員に対して教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るための措置（ゆとり時間確保）	教員表彰制度は、教育表彰規程を定め実施している。 「資料2-2-3-(3)-02、資料2-2-3-(3)-03」	
	資料2-2-3-(3)-05_在籍教員に対して教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るために行っている措置（長期海外研修細則）		
	資料2-2-3-(3)-06_在籍教員に対して教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るために行っている措置（長期海外研修申請書）	校長裁量経費から教育表彰を受けた教員への臨時研究費として配分している。	
	資料2-2-3-(3)-07_在籍教員に対して教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るために行っている措置（長期海外研修実績）	ゆとりの時間確保策として、可能な限り、全教員が週に1日は授業が入らない曜日を設けるようにしている。「資料2-2-3-(3)-04」	
	資料2-2-3-(3)-08_在籍教員に対して教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るために行っている措置（校長裁量予算）（非公表）	サバティカル制度として、長期海外研修制度を整備している。 「資料2-2-3-(3)-05、資料2-2-3-(3)-06、資料2-2-3-(3)-07」	
	資料2-2-3-(2)-01_教員の配置について、配慮している措置（教員公募）		再掲
	◆その他の項目をチェックした場合は、内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		
2－2 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			

評価の視点

2－3 全教員の教育研究活動に対して、学校による定期的な評価が行われていること。また、教員の採用及び昇格等に当たって、明確な基準や規定が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。

観点2－3－① 全教員の教育研究活動に対して、学校による定期的な評価が行われており、その結果が活用されているか。

【留意点】なし。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

（リストから選択してください）

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 全教員（非常勤教員を除く。）に対して校長又はその委任を受けた者による教育上の能力や活動実績に関する評価を定期的に行い、その結果を基に給与・研究費配分への反映や教員組織の見直し等の適切な取組を行う体制を整備しているか。	◇教員評価に係る規程等がわかる資料		
■ 整備している	資料2-3-1-(1)-01_教育能力等の評価を行い、結果を給与への反映などを行う体制を整備していることがわかる資料（教育委員会職員の人事評価に関する要領）（非公表）	神戸市教育委員会の要領に基づき実施している。	
	資料2-3-1-(1)-02_教育能力等の評価を行い、結果を給与への反映などを行う体制を整備していることがわかる資料（神戸市職員の初任給、昇給等の基準に関する規則）		
	◇給与や研究費配分に活用することとしているか、教員組織の見直し等に活用することとしているかがわかる資料		
(2) (1)の体制の下、教員評価を実施しているか。			
■ 実施している	資料2-3-1-(2)-01_教員評価を行う体制の下、教員評価を実施していることを示す資料（役割・目標シート）	全教員は年度初めに役割・目標シート「資料2-2-3-(2)-01」を作成の上、5～6月に期首面談（面談者：校長補佐、副校長）、10月ごろに期中面談（面談者：校長）、2月ごろに期末面談（面談者：校長）を受ける。 校長は、これらの面談の結果を総合的に判断して評価を行い、教育長へ報告している。	
	資料2-3-1-(2)-02_校長、副校長による面談実施を示す資料→校長面談（令和2年度期末面談の実施）		

(3) 把握した評価結果を基に、行っている取組はあるか。（複数チェック■可） ■ 給与における措置 □ 研究費配分における措置 ■ 教員組織の見直し ■ 表彰 □ その他	資料2-3-1-(3)-01_教員評価を行う体制の下、教員評価を実施していることを示す資料（教育表彰実績） 資料2-3-1-(3)-02_教員評価を行う体制の下、教員評価を実施していることを示す資料（授業改善勧告・命令一覧）（非公表） 資料2-3-1-(1)-02_教育能力等の評価を行い、結果を給与への反映などを行う体制を整備していることがわかる資料（神戸市職員の初任給、昇給等の基準に関する規則） ◆その他の項目をチェックした場合は、内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。 ◆評価結果を具体的にどのように活用しているのか、資料を基に記述する。 ・給与における措置として、面談による教員評価の結果により、次年度の賞与に反映するようにしている。「資料2-3-1-(1)-02」 ・教員組織の見直しとしては、組織の見直しではないが、様々な評価の結果、授業の改善が必要と判断した場合には、改善勧告等を行い、場合によっては、授業担当科目の変更の措置を行っている。「資料2-3-1-(3)-02」 ・毎年度、教育表彰制度による教員表彰を行っている。「資料2-3-1-(3)-01」 ※教育表彰制度による教員表彰者への臨時研究費配分は行っているが、教員評価の結果に基づく本予算からの研究費配分は行っていない。	再掲
(4) 非常勤教員に対し教員評価を実施しているか。 ■ 実施している	◇教員評価に係る規程等を定めた資料 ◇実施していることがわかる資料 資料2-3-1-(4)-01_非常勤教員に対し教員評価を実施していることを示す資料（非常勤講師授業アンケート）	規程では定めていないが、非常勤教員に対しても専任教員と同様に前期末と学年末に授業アンケートを受けるようにしている。アンケート結果が芳しくない場合は、専任教員と同様に授業改善命令等を行っている。

観点2-3-② 教員の採用や昇格等に関する基準や規定が明確に定められ、適切に運用されているか。

【留意点】

○ (3)の◆の自己評価において、採用や昇格等に関する規程が高等専門学校設置基準に適合することについて、採用や昇格に関して教育上の能力を考慮していることについても言及すること。

関係法令（設）第11～14条

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

（リストから選択してください）

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教員（非常勤教員を除く。）の採用・昇格等に関する基準を法令に従い定めているか。	◇定めている規程がわかる資料（採用・昇格に関する体制、方法、教員の資格、能力や業績に関する基準等が明記されているもの。）		
■ 定めている	資料2-3-2-(1)-01_教員の採用・昇格等に関する基準を法令に従い定めていることを示す資料（教員選考規程）		
	資料2-3-2-(1)-02_教員の採用・昇格等に関する基準を法令に従い定めていることを示す資料（昇任人事会議規程）		
	資料2-3-2-(1)-03_教員の採用・昇格等に関する基準を法令に従い定めていることを示す資料（昇任・昇格推薦基準）（非公表）		
	資料2-3-2-(1)-04_教員の採用・昇格等に関する基準を法令に従い定めていることを示す資料（高専教員採用基準）（非公表）		
(2) (1)で定められている基準等では、教育上の能力等を確認する仕組みとなっているか。（複数チェック■可）	◇実施・確認していることがわかる資料		
■ 模擬授業の実施	資料2-3-2-(2)-01_教員の採用・昇格等に関する基準で教育上の能力等を確認する仕組みとなっていることを示す資料（教員選考規程）	・採用面接では模擬授業を実施している	
□ 教育歴の確認	資料2-3-2-(2)-02_教員の採用・昇格等に関する基準で教育上の能力等を確認する仕組みとなっていることを示す資料（公募資料）		
□ 実務経験の確認	資料2-3-2-(2)-03_教員の採用・昇格等に関する基準で教育上の能力等を確認する仕組みとなっていることを示す資料（教員公募）		
□ 海外経験の確認	資料2-3-2-(2)-04_教員の採用・昇格等に関する基準で教育上の能力等を確認する仕組みとなっていることを示す資料（業績評価点算定内規）（非公表）		
□ 国際的な活動実績の確認	資料2-3-2-(2)-05_教員の採用・昇格等に関する基準で教育上の能力等を確認する仕組みとなっていることを示す資料（業績評価点算定表）（非公表）		
■ その他			
校務実績、研究実績、地域貢献活動	◆その他の項目をチェックした場合は、内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		
	教員の昇格の際は、校務実績、研究業績、地域貢献活動の3項目を業績評価点算定内規「資料2-3-2-(2)-04」に沿って数値化し、その数値で業績評価点算定表「資料2-3-2-(2)-05」を作成したものを評価の基準としている。		

(3) (1)の基準等に基づき、実際の採用・昇格等を行っているか。 ■ 行っている	◆左記について、採用・昇格の実績を踏まえ、資料を基に記述する。		
	資料2-3-2-(3)-01_基準に基づき実際の採用を行っていることを示す資料（採用面接時の評定票）（非公表）		
	資料2-3-2-(2)-02 教員の採用・昇格等に関する基準で教育上の能力等を確認する仕組みとなっていることを示す資料（公募資料）		再掲
	資料2-3-2-(2)-03 教員の採用・昇格等に関する基準で教育上の能力等を確認する仕組みとなっていることを示す資料（教員公募）		再掲
	採用は、面接者がそれぞれ採点表「資料2-3-2-(3)-01」により採点し、その集計結果をもとに採用を決定している。 昇格は、昇格候補者の業績評価点算定表「資料2-3-2-(2)-05」の結果をもとに昇格を決定している。		
(4) 非常勤教員の採用基準等を定めているか。 ■ 定めている	◇非常勤教員の採用基準等の規程がわかる資料		
	資料2-3-2-(4)-01_非常勤の採用基準等を定めていることを示す資料（非常勤採用の内規）（非公表）		
	資料2-3-2-(4)-02_非常勤の採用基準等を定めていることを示す資料（校務運営会議資料）（非公表）		
2－3 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			

評価の視点

2－4 教員の教育能力の向上を図る取組が適切に行われていること。また、教育活動を展開するために必要な教育支援者等が適切に配置され、資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。

観点2－4－① 授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究（ファカルティ・ディベロップメント）が、適切な方法で実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善が図られているか。

【留意点】なし。

関係法令（設）第17条の4

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学校として、授業の内容及び方法の改善を図るためにファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）を実施する体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇関係する委員会等の組織関係図、役割と責任が把握できる資料、関連規程		
	資料2-4-1-(1)-01 FDを実施する体制を整備していることを示す資料（教務委員会規程）		
	◇実施体制・実施方針・内容・方法がわかる資料		
	資料2-4-1-(1)-02 FDの内容・方法を示す資料	授業公開については、教務委員会から全教員に案内して実施している。	
(2) 定期的にFDを実施しているか。 ■ 実施している	◇実施状況（参加状況等。）がわかる資料		
	資料2-4-1-(2)-01 定期的にFDを実施していることを示す資料（教務委員会議事録）		
	資料2-4-1-(2)-02_定期的にFDを実施していることを示す資料（令和2年度FD授業公開参加者）（非公表）		
	資料2-4-1-(2)-03 定期的にFDを実施していることを示す資料（参観シート）		
	資料2-4-1-(2)-04 定期的にFDを実施していることを示す資料（令和2年度9月教宣会議議事録）		
	◇FDに関する報告書等の該当箇所等		

(3) (2)のFDを実施した結果が、改善に結びついているか。 ☐ 結びついている	◆FDの結果、改善に結びついた事例で組織として把握している取組について、資料を基に記述する。		
	資料2-4-1-(3)-01 FDを実施した結果が改善に結びついていることを示す資料（いじめに関する講習会後のアンケート結果）		
	FD実施後にアンケートを実施しており、意識の変化や今後に役立つもの（自身の改善に役立つ）等の効果について検証している。資料2-4-1-(3)-01にあるようにその効果は得られており、改善に結びついている。		
観点2-4-② 学校における教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者等が適切に配置されているか。			
【留意点】 ☐ 助手を配置している場合には、組織、人数、支援内容等の配置状況がわかる資料を提示すること。			
関係法令（法）第37条第14項、第60条第6項、第120条第1項第1号、2号、7号（設）第7条、第10条、第25条第2項			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☐ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育支援者等（事務職員、技術職員、図書館職員、助手等。）を法令に従い適切に配置しているか。 ☐ 配置している	◇【様式2-1】高等専門学校現況表、教育支援者に関する事務組織図、役割分担がわかる資料		
	【様式2-1】高等専門学校現況表	事務職員（17名）、技術職員（13名）、図書館専門職員（3名）の33名を法令に従い配置している。	
(2) 図書館に司書等の専門的職員を法令に従い適切に配置しているか。 ☐ 配置している			

観点 2－4－③ 教育支援者等に対して、研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

【留意点】

- スタッフ・ディベロップメント（管理運営等の研修）への取組は観点 4－2－⑤で分析するため、ここでは、FDに関連した教育の質の向上や授業の改善に関する教育支援者に対する取組を分析すること。
FDへの取組の中で教員と教育支援者双方を対象とするものも想定される。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

（リストから選択してください）			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育支援者等（事務職員、技術職員、図書館職員、助手等。）に対して、研修等、その資質の向上を図るための取組を適切に行っているか。 ■ 行っている	◇研修等の実施状況（参加状況等。）の取組がわかる資料		
	資料2-4-3-(1)-01 教育支援者に対して研修適切に行っていることを示す資料（事務職員のFD実施実績）		
2－4 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			

基準 2

優れた点

改善を要する点

基準3 学習環境及び学生支援等

評価の視点

3-1 学校において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、適切な安全・衛生管理の下に有効に活用されていること。
また、ICT環境が適切に整備されるとともに、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されていること。

観点3-1-① 学校において編成された教育研究組織の運営及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、適切な安全・衛生管理の下に有効に活用されているか。

【留意点】

○ (4)の専用の施設とは、高等専門学校設置基準第23条に規定されている施設のことである。

関係法令 (設)第22条、第23条、第24条、第26条、第27条、第27条の2、(施)第172条の2

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 校地面積を法令に従い適切に確保しているか。 ■ 確保している	◇【様式2-1】高等専門学校現況表		
(2) 校舎面積を法令に従い適切に確保しているか。 ■ 確保している	◇【様式2-1】高等専門学校現況表		
(3) 運動場を設けているか。 ■ 校舎と同一の敷地内又はその隣接地に設けている	◇設置状況がわかる資料		
	資料3-1-1-(3)-01_専用の施設を法令に従い適切に備えていることを示す資料（学生便覧）	運動場は、同一敷地内に設けている。	
	◆その他の適当な位置に設けているをチェックした場合は、その設置場所を具体的に記述する。		

(4) 高等専門学校の校舎に専用の施設を法令に従い適切に備えているか。 ■ 備えている	◇設置状況がわかる資料 資料3-1-1-(4)-01 専用の施設を法令に従い適切に備えていることを示す資料（学校要覧） 資料3-1-1-(3)-01 専用の施設を法令に従い適切に備えていることを示す資料（学生便覧）	体育館、武道場、弓道場、プール、テニスコート、学生会館、クラブ棟、ホール、相談室、総合情報センターを確保している。	再掲
(5) 学科の種類に応じ、附属施設を法令に従い適切に整備しているか。（複数チェック■可） ■ 実験・実習工場 □ 練習船 □ その他	◇設置状況がわかる資料 資料3-1-1-(3)-01 専用の施設を法令に従い適切に備えていることを示す資料（学生便覧） ◆その他の項目をチェックした場合は、その施設を具体的に記述する。	機械工場を整備している。	再掲
(6) 自主的学習スペースを設けているか。 ■ 設けている	◇設置状況がわかる資料 資料3-1-1-(6)-01 自主的学習スペースを設けていることを示す資料（六神ホール規程） 資料3-1-1-(6)-02 自主的学習スペースを設けていることを示す資料（六神ホール使用心得） 資料3-1-1-(3)-01 専用の施設を法令に従い適切に備えていることを示す資料（学生便覧）		再掲
(7) 教育研究環境の充実を図るため、(3)～(6)以外の施設・設備を設けているか。（複数チェック■可） ■ 厚生施設 □ コミュニケーションスペース □ その他	◇設置状況がわかる資料 資料3-1-1-(7)-01 教育研究環境の充実のための施設（生協）		

	◆その他の項目をチェックした場合は、その施設を具体的に記述する。		
(8) 施設・設備の安全衛生管理体制を整備しているか。	◇安全衛生管理体制がわかる資料		
■ 整備している	資料3-1-1-(8)-01 施設・設備の安全衛生管理体制を整備していることを示す資料 (安全衛生委員会に関する規程)		
	資料3-1-1-(8)-02 施設・設備の安全衛生管理体制を整備していることを示す資料 (安全マニュアル)		
	資料3-1-1-(8)-03 施設・設備の安全衛生管理体制を整備していることを示す資料 (火元責任者FDカード)		
	◇設備使用に関する規程、設備利用の手引き等		
(9) (8)の体制が有効に機能しているか。	◆安全(指導)管理に係る講習会等が行われている実例に関する資料を基に記述する。		
■ 機能している	資料3-1-1-(9)-01 安全衛生管理体制が有効に機能していることを示す資料 (安全パトロール)		
	資料3-1-1-(9)-02 安全衛生管理体制が有効に機能していることを示す資料 (実習心得)		
	資料3-1-1-(9)-03 安全衛生管理体制が有効に機能していることを示す資料 (市民救命士)		
(10) 施設・設備のバリアフリー化への配慮を行っているか。	◇施設・設備の整備状況・整備計画等のバリアフリー化への取組を示す資料		
■ 行っている	資料3-1-1-(10)-01 施設・設備のバリアフリー化への配慮を行っていることを示す資料 (バリアフリー化の現状)		

(11) 整備された教育・生活環境の利用状況や満足度等を学校として把握し改善等を行う体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇体制に関する規程等の資料		
	資料3-1-1-(11)-01 教育・生活環境の利用状況や満足度等を学校として把握し改善を行う体制を整備していることを示す資料（自己評価委員会規程）		
	資料3-1-1-(11)-02 教育・生活環境の利用状況や満足度等を学校として把握し改善を行う体制を整備していることを示す資料（学生意見箱）		
	資料3-1-1-(11)-03 教育・生活環境の利用状況や満足度等を学校として把握し改善を行う体制を整備していることを示す資料（満足度アンケート画面）		
(12) (11)の体制において、教育・生活環境の利用状況や満足度等を把握し、改善等を実際に行っているか。 ■ 行っている	◇教育・生活環境の利用状況や満足度等が把握できる資料		
	資料3-1-1-(12)-01 教育・生活環境の利用状況や満足度等を学校として把握し改善を行っていることを示す資料（満足度調査結果）		
	◆左記について、改善を行った事例があれば、その事例の内容がわかる資料を基に記述する。		
	学生の満足度アンケートの結果を踏まえ、2019年度より女子トイレの改修工事（様式の導入）から開始し、2021年度末を目途にすべてのトイレの改修工事を行う予定である。 また、2019年度にすべての教室にWi-Fiを設置しており、改善が行われている。		
	資料3-1-1-(12)-02 改善を行ったことがわかる資料		

観点3-1-② 教育内容、方法や学生のニーズに対応したICT環境が十分なセキュリティ管理の下に適切に整備され、有効に活用されているか。

【留意点】

- この観点のICT環境とは、無線・有線LANやパソコン等の活用環境等のネットワークシステムの整備状況（利用可能なエリアの状況も含む。）の概要を想定しており、ネットワークシステムの具体的な方式等については資料として求めている。
- この観点では、ハードウェアの側面から捉えたICT環境について分析するものとし、ソフトウェアの側面から構築された成績確認や学習相談等に関するシステムの整備については、観点3-2-②で分析すること。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育内容、方法や学生のニーズに対応したICT環境を適切に整備しているか。 ■ 整備している	◇ ICT環境の整備状況がわかる資料（学校内ネットワーク環境の整備状況、授業内外で学生が利用可能なパソコンの台数、情報処理センターの組織規程等。） 資料3-1-2-(1)-01 ICT環境を適切に整備していることを示す資料（情報センター規程）		
	資料3-1-2-(1)-02 ICT環境を適切に整備していることを示す資料（情報センターシステム利用規程）		
	資料3-1-2-(1)-03 ICT環境を適切に整備していることを示す資料（情報センターのWebページ）		
	資料3-1-2-(1)-04 ICT環境を適切に整備していることを示す資料（校内ネットワーク環境の整備状況）		
(2) ICT環境のセキュリティ管理体制を適切に整備しているか。 ■ 整備している	◇ セキュリティ管理に関する規程等、セキュリティポリシー、セキュリティシステムの概要、ICT環境の管理体制及び業務内容、講習会等がわかる資料 資料3-1-2-(2)-01 ICT環境のセキュリティ管理体制を適切に整備していることを示す資料（情報セキュリティ対策基準）		
	資料3-1-2-(2)-02 ICT環境のセキュリティ管理体制を適切に整備していることを示す資料（情報セキュリティ委員会規程）		
	資料3-1-2-(2)-03 ICT環境のセキュリティ管理体制を適切に整備していることを示す資料（情報セキュリティ自己点検）		
	資料3-1-2-(2)-04 ICT環境のセキュリティ管理体制を適切に整備していることを示す資料（情報セキュリティ講習）		
	資料3-1-2-(2)-05 ICT環境のセキュリティ管理体制を適切に整備していることを示す資料（情報基礎テキスト）		
	資料3-1-2-(2)-06 ICT環境のセキュリティ管理体制を適切に整備していることを示す資料（情報基礎シラバス）		
(3) ICT環境は有効に活用されているか。 ■ 活用されている	◇ ICT環境の利用状況がわかる資料 資料3-1-2-(3)-01 ICT環境は有効に活用されていることを示す資料（情セ演習室時間割）		

(4) (3)について学生や教職員のＩＣＴ環境の利用状況や満足度を学校として把握し改善等を行う体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇体制に関する規程等の資料		
	資料3-1-2-(4)-01 ICT環境の利用状況や満足度を学校として把握し改善等を行う体制を整備していることを示す資料（自己評価委員会規程）		
(5) (4)の体制が機能しているか。 ■ 機能している	◆左記について、改善を行った事例がある場合は、その事例の内容がわかる資料を基に記述する。		
	資料3-1-1-(12)-02 改善を行ったことがわかる資料		再掲
	卒業時の学生満足度アンケート等で把握されたwi-fi環境について改善が行われた。 「資料3-1-1-(12)-02の7ページ」 また、根拠資料はないが、本校は5年ごとにシステム更新を行うことになっており、その際に利用環境等の改善を行っている。		

観点３－１－③ 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

【留意点】

- 教育課程、学科の種類、学年区分に応じて、教育研究上必要となる図書、学術雑誌、視聴覚資料、その他の資料が系統的（学科構成に対応した系統性、学習内容に対応した分野やレベル等の系統性。）に収集、整理されているかについて分析すること。また、活用面について、これらの資料の教職員や学生による利用状況等について分析すること。
- 図書等の整備方針、整備状況及び図書館等の開館時間がわかる資料を提示すること。

関係法令（設）第25条

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

- 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 図書館の設備を法令に従い備えているか。 ■ 備えている	◇整備状況がわかる資料		
	資料3-1-3-(1)-01 図書館の設備を法令に従い備えていることを示す資料（図書館規程）		
	資料3-1-3-(1)-02 図書館の設備を法令に従い備えていることを示す資料（書架配置図）		
	資料3-1-3-(1)-03 図書館の設備を法令に従い備えていることを示す資料（図書館相互利用閲覧要項）		
	資料3-1-3-(1)-04 図書館の設備を法令に従い備えていることを示す資料（相互利用ポリシー）		

(2) 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を系統的に収集、整理しているか。 ■ 系統的に収集、整理している	◇整備方針、整備状況（内訳、冊子等のデータ）がわかる資料		
	資料3-1-3-(2)-01 図書、学術雑誌視聴覚資料など教育研究上必要な資料を系統的に収集、整理していることを示す資料（図書館のWebページ）		
(3) (2)の資料は、教職員や学生に有効に活用されているか。 ■ 活用されている	◇図書館等の教職員や学生による利用状況（図書等貸出数、図書館入館者数）がわかる資料		
	資料3-1-3-(3)-01 整備された資料が教職員や学生に有効利用されていることを示す資料（図書館利用実績）		
(4) (2)の資料が有効に活用されるための取組を行っているか。 ■ 行っている	◇図書館等の利用サービスに係る取組（開館時間への配慮、職員等によるガイダンス等）がわかる資料		
	資料3-1-3-(4)-01 整備された資料が有効活用されるための取り組みを示す資料（図書館利用案内）		
	資料3-1-3-(4)-02 整備された資料が有効活用されるための取り組みを示す資料（新入生ガイダンス）		
	資料3-1-3-(4)-03 整備された資料が有効活用されるための取り組みを示す資料（図書館主要行事）		
	資料3-1-3-(4)-04 整備された資料が有効活用されるための取り組みを示す資料（ブックハンティング）		
	資料3-1-3-(4)-05 整備された資料が有効活用されるための取り組みを示す資料（教員推薦図書）		
	資料3-1-3-(4)-06 整備された資料が有効活用されるための取り組みを示す資料（開館時間の延長）		
3-1 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			

評価の視点 3－2 教育を実施する上での履修指導、学生の自主的学習の相談・助言等の学習支援体制や学生の生活や経済面並びに就職等に関する指導・相談・助言等を行う体制が整備され、機能していること。 また、学生の課外活動に対する支援体制等が整備され、機能していること。			
観点3－2－① 履修等に関するガイダンスを実施しているか。 【留意点】 ☐ 入学時や授業登録時等において実施しているガイダンスについて、学校全体に対するものか、学年全体に対するものか、学科・専攻ごとに実施するものか、それぞれの内容が適切なものかについて分析すること。 ☐ 図書館、実験・実習工場等の利用に関するガイダンスの実施について分析すること。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☒ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育を実施する上でのガイダンスをどのような対象に対して実施しているか。 (複数チェック■可)	◇実施状況がわかる資料		
☒ 学科生	資料3-2-1-(1)-01 教育を実施する上でのガイダンスを実施していることを示す資料（合格者招集日ガイダンス）		
☒ 専攻科生	資料3-2-1-(1)-02 教育を実施する上でのガイダンスを実施していることを示す資料（1年生オリエンテーション）		
☒ 編入学生	資料3-2-1-(1)-03 教育を実施する上でのガイダンスを実施していることを示す資料（1年生オリエンテーション資料）		
☐ 留学生	資料3-2-1-(1)-04 教育を実施する上でのガイダンスを実施していることを示す資料（専攻科しおり）		
☐ 障害のある学生	資料3-2-1-(1)-05 教育を実施する上でのガイダンスを実施していることを示す資料（専攻科入学前ガイダンス）		
☒ 社会人学生	資料3-2-1-(1)-06 教育を実施する上でのガイダンスを実施していることを示す資料（編入生ガイダンス）	※社会人学生に対しても編入学生または専攻科学生と同様にガイダンスを実施するが、これまでに入学実績はない。	
☐ その他	資料3-2-1-(1)-07 教育を実施する上でのガイダンスを実施していることを示す資料（留学生、障害のある学生、社会人学生ガイダンス）		
	◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		

観点3-2-② 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握され、学生の自主的学習を進める上での相談・助言等を行う体制が整備され、機能しているか。

【留意点】

- (1)の相談・助言体制については、学生への周知状況（刊行物、プリント、ウェブサイト等の該当箇所。）についても分析すること。
- 相談・助言体制やニーズ把握の仕組みが機能しているかを確認するため、それぞれの体制の利用状況や、ニーズを把握するための仕組みについて分析すること。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生の自主的学習を進める上で、どのような相談・助言体制を整備しているか。（複数チェック■可）	◇チェックした選択肢に関する状況がわかる資料		
■ 担任制・指導教員制の整備	資料3-2-2-(1)-01 学生の自主的学習を進めるための体制を整備していることを示す資料（担任制）		
■ オフィスアワーの整備	資料3-2-2-(1)-02 学生の自主的学習を進めるための体制を整備していることを示す資料（担任一覧）		
■ 対面型の相談受付体制の整備	資料3-2-2-(1)-03 学生の自主的学習を進めるための体制を整備していることを示す資料（都市工学科チューター制度）		
□ 電子メールによる相談受付体制の整備	資料3-2-2-(1)-04 学生の自主的学習を進めるための体制を整備していることを示す資料（オフィスアワーズ）（非公表）		
■ ICTを活用した成績確認や学習相談等に関するシステムの整備	資料3-2-2-(1)-05 学生の自主的学習を進めるための体制を整備していることを示す資料（学生相談室）		
□ 資格試験・検定試験等の支援体制の整備	資料3-2-2-(1)-06 学生の自主的学習を進めるための体制を整備していることを示す資料（ICTを利用した成績確認）		
■ 外国への留学に関する支援体制の整備	資料3-2-2-(1)-07 学生の自主的学習を進めるための体制を整備していることを示す資料（資格試験の支援）		
	資料3-2-2-(1)-08 学生の自主的学習を進めるための体制を整備していることを示す資料（国際協働研究センター規程）		
	資料3-2-2-(1)-09 学生の自主的学習を進めるための体制を整備していることを示す資料（学生留学規程）		
	資料3-2-2-(1)-10 学生の自主的学習を進めるための体制を整備していることを示す資料（国際交流説明会）		
□ その他	資料3-2-2-(1)-11 学生の自主的学習を進めるための体制を整備していることを示す資料（イングリッシュラウンジ案内）		
	資料3-2-2-(1)-12 学生の自主的学習を進めるための体制を整備していることを示す資料（シアトル派遣案内）		
	資料3-2-2-(1)-13 学生の自主的学習を進めるための体制を整備していることを示す資料（オタゴ短期留学案内）		

	◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		
(2) (1)は、学生に利用されているか。 ■ 利用されている	◇各種相談助言体制の利用状況（実績・相談対応例等）がわかる資料 資料3-2-2-(2)-01 整備した体制が利用されていることを示す資料（担任制） 資料3-2-2-(2)-02 学生の自主的学習を進めるための体制を整備していることを示す資料（都市工学科チューター制度面談記録） 資料3-2-2-(2)-03 学生の自主的学習を進めるための体制を整備していることを示す資料（オフィスアワーズ実績） 資料3-2-2-(2)-04 学生の自主的学習を進めるための体制を整備していることを示す資料（資格試験補助実績） 資料3-2-2-(2)-05 学生の自主的学習を進めるための体制を整備していることを示す資料（イングリッシュラウンジ参加実績）		
(3) 学習支援に関して学生のニーズを把握するための制度があるか。（複数チェック■可） ■ 担任制・指導教員制の導入 ■ 学生との懇談会 ■ 意見投書箱 □ その他	◇制度がわかる資料 資料3-2-2-(1)-01 学生の自主的学習を進めるための体制を整備していることを示す資料（担任制） 資料3-2-2-(3)-01 学習支援に関して学生のニーズを把握するための制度を示す資料（後援会との意見交換） 資料3-2-2-(3)-02 学習支援に関して学生のニーズを把握するための制度を示す資料（学生意見箱） ◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。 		再掲
(4) (3)は、有効に機能しているか。 ■ 機能している	◇制度の機能状況がわかる資料 資料3-2-2-(4)-01 学習支援に関して学生のニーズを把握するための制度が有効に機能していることを示す資料（担任ガイダンス記録） 資料3-2-2-(4)-02 学習支援に関して学生のニーズを把握するための制度が有効に機能していることを示す資料（後援会との意見交換） 資料3-2-2-(4)-03 学習支援に関して学生のニーズを把握するための制度が有効に機能していることを示す資料（後援会との意見交換） 		

観点3-2-③ 特別な支援が必要と考えられる学生への学習支援及び生活支援等を適切に行うことができる体制が整備されており、必要に応じて支援が行われているか。

【留意点】

- 障害者差別解消法への対応については、学校独自の取組のほか、設置法人が当該学校を対象として対応しているものについても、資料として提示すること。
 ○ (10)については、必須入力欄ではないことに留意し、該当する取組が行われている場合のみ、「行っている」にチェック■し、右欄にそれに関して記述すること。

関係法令 教育基本法第4条第2項、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第5条、第7～11条

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 留学生の学習及び生活に対する支援体制を整備しているか。 ■ 整備していない	◇整備状況がわかる資料 	本校は留学生を受け入れていない。	
(2) (1)の体制において、留学生の支援を必要に応じて行っているか。 ■ 行っていない	◇留学生を支援する取組（留学生指導教員の配置、留学生チューターの配置等）がわかる資料 ◇支援の実施状況がわかる資料 	本校は留学生を受け入れていない。	
(3) 編入学生の学習及び生活に対する支援体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇整備状況がわかる資料 資料3-2-3-(3)-01 編入学生の学習及び生活に対する支援体制を整備していることを示す資料（教務委員会規程） 資料3-2-3-(3)-02 編入学生の学習及び生活に対する支援体制を整備していることを示す資料（学生委員会規程） 資料3-2-3-(3)-03 編入学生の学習及び生活に対する支援体制を整備していることを示す資料（学生相談室規程） 		
(4) (3)の体制において、編入学生の支援を必要に応じて行っているか。 ■ 行っている	◇編入学生を支援する取組がわかる資料 資料3-2-3-(4)-03 編入学生の学習及び生活に対する支援を必要に応じて行っていることを示す資料(総合情報センターガイダンス) ◇入学前の指導を行っている場合には、指導スケジュール、指導内容等が記載された資料 資料3-2-3-(4)-01 編入学生の学習及び生活に対する支援を必要に応じて行っていることを示す資料（編入生ガイダンス）		

	資料3-2-3-(4)-02 編入学生の学習及び生活に対する支援を必要に応じて行っていることを示す資料（編入生支援実績）		
	◇入学後に補習授業や学習相談等を行っている場合には、実施状況及びその内容（担当教員、実施科目、対象者別実施回数、使用教材等。）		
		入学後は、本校学生と同様の学習支援によって対応しているため、特別に編入学生だけを対象にした取り組みはない。	
	◇支援の実施状況がわかる資料		
(5) 社会人学生の学習及び生活に対する支援体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇整備状況がわかる資料		
	資料3-2-3-(5)-01 社会人学生の学習及び生活に対する支援体制を整備していることを示す資料（令和4年度専攻科募集要項）	社会人学生に対しては、編入学生と同様に支援を行うことにしているが、これまで社会人学生の入学ないため実績はない。	
(6) (5)の体制において、社会人学生の支援を必要に応じて行っているか。 ■ 行っていない	◇社会人学生を支援する取組（情報提供（電子メール、ウェブサイト等。））がわかる資料		
		社会人学生の入学はないため、支援を行った実績はない	
	◇社会人学生に対する学習相談の制度が把握できる資料（オフィスアワー一覧表、配付プリントの該当箇所等。）		
	◇支援の実施状況がわかる資料		
(7) 障害のある学生の学習及び生活に対する支援体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇整備状況がわかる資料		
	資料3-2-3-(7)-01 障がいのある学生の学習及び生活に対する支援体制を整備していることを示す資料（障がい学生支援委員会規程）		

(8) (7)の体制において、障害のある学生の支援を必要に応じて行っているか。 ■ 行っている	◇障害のある学生を支援する取組（ノートテーカー、チューターの配置）がわかる資料		
	資料3-2-3-(8)-01 障がいのある学生の支援を行っていることを示す資料（障がい学生支援実績）		
	資料3-2-3-(8)-02 障がいのある学生の支援を行っていることを示す資料（障がい学生の実績2）		
	◇支援の実施状況がわかる資料		
	資料3-2-3-(8)-03 障がいのある学生の支援を行っていることを示す資料（障がい学生への対応実績）		
(9) 障害者差別解消法第5条及び第7条又は第8条（第9条、第10条、第11条の関係条項も含む。）に対応しているか。 ■ 対応している	◇対応状況がわかる資料		
	資料3-2-3-(9)-01 障害者差別解消法に対応していることを示す資料（車いす学生への対応実績）		
	資料3-2-3-(9)-02 「障害者差別解消法に対応していることを示す資料（ヘルニアの持病のある学生・色覚異常の学生への対応実績）」		
(10) 上記以外の特別な支援を行っているか。 ■ 行っている	◆左記について、該当する取組があれば、資料を基に記述する。		

観点3-2-④ 学生の生活や経済面に係わる指導・相談・助言等を行う体制が整備され、機能しているか。

【留意点】なし。

関係法令 (法)第12条 学校保健安全法第8条、第13条 いじめ防止対策推進法第35条

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生の生活や経済面における指導・相談・助言等の体制に関し、どのように整備しているか。（複数チェック■可）	◇それぞれの体制の整備状況がわかる資料（生活指導の体制、指導内容、組織図、関連規程、委員会等。）		
■ 学生相談室	資料3-2-4-(1)-01 学生の生活や経済面における指導・相談・助言等の体制を整備していることを示す資料（学生相談室規程）		
■ 保健センター	資料3-2-4-(1)-02 学生の生活や経済面における指導・相談・助言等の体制を整備していることを示す資料（学生相談室）		
■ 相談員やカウンセラーの配置	資料3-2-4-(1)-03 学生の生活や経済面における指導・相談・助言等の体制を整備していることを示す資料（神戸市立工業高等専門学校事務分掌規則）		
■ ハラスメント等の相談体制	資料3-2-4-(1)-04 学生の生活や経済面における指導・相談・助言等の体制を整備していることを示す資料（保健室）		
■ 学生に対する相談の案内等	資料3-2-4-(1)-05 学生の生活や経済面における指導・相談・助言等の体制を整備していることを示す資料（ハラスメント防止指針）		
■ 奨学金	資料3-2-4-(1)-06 学生の生活や経済面における指導・相談・助言等の体制を整備していることを示す資料（学生に対する相談の案内）		
■ 授業料減免	資料3-2-4-(1)-07 学生の生活や経済面における指導・相談・助言等の体制を整備していることを示す資料（各種奨学給付金制度）		
□ 特待生	資料3-2-4-(1)-08 学生の生活や経済面における指導・相談・助言等の体制を整備していることを示す資料（経済面の支援制度）		
■ 緊急時の貸与等の制度	資料3-2-4-(1)-09 学生の生活や経済面における指導・相談・助言等の体制を整備していることを示す資料（奨学金制度一覧）		
■ いじめの防止・早期発見・対処等の体制	資料3-2-4-(1)-10 学生の生活や経済面における指導・相談・助言等の体制を整備していることを示す資料（神戸市立学校の授業料等に関する条例施行規則）		
□ その他	資料3-2-4-(1)-11 学生の生活や経済面における指導・相談・助言等の体制を整備していることを示す資料（緊急時の貸与）		
	資料3-2-4-(1)-12 学生の生活や経済面における指導・相談・助言等の体制を整備していることを示す資料（いじめ防止基本方針）		
	資料3-2-4-(1)-13 学生の生活や経済面における指導・相談・助言等の体制を整備していることを示す資料（人権教育推進委員会規程）		
	◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		

(2) 健康診断及び健康相談・保健指導を定期的に行っているか。 ☒ 実施している	◇各取組の実施状況がわかる資料 資料3-2-4-(2)-01 健康診断及び健康相談・保健指導を定期的に行っていることを示す資料（健康診断日程2021年度） 資料3-2-4-(2)-02 健康診断及び健康相談・保健指導を定期的に行っていることを示す資料（健康診断日程2020年度） 資料3-2-4-(2)-03 健康診断及び健康相談・保健指導を定期的に行っていることを示す資料（健康診断日程2019年度） 資料3-2-4-(2)-04 健康診断及び健康相談・保健指導を定期的に行っていることを示す資料（健康に関するセミナー）		
(3) (2)以外で、(1)の体制に基づいた学生の生活や経済面における指導・相談・助言等の活動が実際に学生に利用されているか。 ☒ 利用されている	◇相談実績（相談・対応例）、各体制に係る委員会等の実施状況がわかる資料 資料3-2-4-(3)-01 学生の生活や経済面における指導・相談・助言等の活動が学生に利用されていることを示す資料（学生相談室利用実績） 資料3-2-4-(3)-02 学生の生活や経済面における指導・相談・助言等の活動が学生に利用されていることを示す資料（奨学金利用実績） 資料3-2-4-(3)-03 学生の生活や経済面における指導・相談・助言等の活動が学生に利用されていることを示す資料（保健室利用実績） ◇奨学金等の利用状況がわかる資料	※「資料3-2-4-(3)-02」に授業料免除実績も含まれている。	
観点3-2-⑤ 就職や進学等の進路指導を含め、キャリア教育の体制が整備され、機能しているか。 【留意点】 ☐ 資格試験や検定試験のための補習授業や学習相談を行っている場合には、担当教員、受講者数、実施科目、対象者別実施回数、使用教材、配布プリント等、概要がわかる資料を根拠資料として提示すること。 また、資格試験・検定試験の受験者数、合格者数等の実績から機能しているかを分析すること。 ☐ 資格取得による単位修得の認定を行っている場合には、関連規程、単位認定実績等を根拠資料として提示すること。 ☐ 外国留学に関する手続きの支援、単位認定、交流協定の締結等を行っている場合には、内容が把握できる資料や関連規程、留学実績等を根拠資料として提示すること。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☒ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 就職や進学等の進路指導を含め、キャリア教育の体制を整備しているか。 ☒ 整備している	◇体制の整備状況がわかる資料 資料3-2-5-(1)-01 就職・進学等の進路指導をキャリア教育の体制を整備していることを示す資料（進路指導委員会規程）		

(2) (1)の体制の下、就職や進学等の進路指導を含めたキャリア教育に関して、学校としてどのような取組を行っているか。（複数チェック■可）	☐ 左記でチェック■した取組状況がわかる資料		
	資料3-2-5-(2)-01 キャリア教育に関して学校が取り組んでいる内容を示す資料（キャリア教育講習会案内）		
	資料3-2-5-(2)-02 キャリア教育に関して学校が取り組んでいる内容を示す資料（進路関係書類作成要領）		
	資料3-2-5-(2)-03 キャリア教育に関して学校が取り組んでいる内容を示す資料（進路ガイダンス実施）		
	資料3-2-5-(2)-04 キャリア教育に関して学校が取り組んでいる内容を示す資料（合同企業説明会）		
	資料3-2-5-(2)-05 キャリア教育に関して学校が取り組んでいる内容を示す資料（TOEIC取り組み）		
	資料3-2-5-(2)-06 キャリア教育に関して学校が取り組んでいる海外機関との協定（Cheng Shiu University）		
	資料3-2-5-(2)-07 キャリア教育に関して学校が取り組んでいる海外機関との協定（The University of Wisconsin Stout）		
	◆その他の項目をチェックした場合は、具体的な内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		
(3) (2)の取組が機能しているか。	◇それぞれの取組の（活用）実態がわかる資料		
	資料3-2-5-(3)-01 キャリア教育に関して学校が取り組んでいる内容が機能していることを示す資料（キャリア教育実施実績）		
	資料3-2-5-(3)-02 キャリア教育に関して学校が取り組んでいる内容が機能していることを示す資料（進路ガイダンス実施状況）		
	資料3-2-5-(3)-03 キャリア教育に関して学校が取り組んでいる内容が機能していることを示す資料（企業訪問実施状況）		

観点3-2-⑥ 学生の部活動、サークル活動、自治会活動等の課外活動に対する支援体制が整備され、適切な責任体制の下に機能しているか。

【留意点】なし。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生の課外活動に対する支援体制を整備しているか。	◇課外活動に関する規程、組織図、施設の整備状況がわかる資料		
■ 整備している	資料3-2-6-(1)-01 学生の課外活動に対する支援体制を整備していることを示す資料（学生委員会規程）		
	資料3-2-6-(1)-02 課外活動に対する支援体制を整備していることを示す資料（学生準則）		
	資料3-2-6-(1)-03 学生の課外活動に対する支援体制を整備していることを示す資料（学生会館使用規程）		
	資料3-2-6-(1)-04 学生の課外活動に対する支援体制を整備していることを示す資料（課外活動支援体制）		
	資料3-2-6-(1)-05 学生の課外活動に対する支援体制を整備していることを示す資料（外部コーチ招聘願）		
	資料3-2-6-(1)-06 学生の課外活動に対する支援体制を整備していることを示す資料（後援会の支援）		
	資料3-2-6-(1)-07 学生の課外活動に対する支援体制を整備していることを示す資料（学校からの支援）		
(2) (1)の体制において、責任の所在が明確になっているか。	◇(1)の体制において、責任の所在がわかる資料		
■ なっている	資料3-2-6-(2)-01 課外活動に対する支援体制において責任の所在が明確になっていることを示す資料（2021顧問一覧）	「資料3-2-6-(1)-02」の3ページに記載されているように、校長の命を受けた学生主事が掌理している。	

(3) 学校としての支援活動の内容からみて、(1)の体制が機能しているか。 ☒ 機能している	◇課外活動に対する支援活動の内容がわかる資料		
	資料3-2-6-(3)-01 課外活動の支援体制が機能していることを示す資料(施設の利用実績)		
	資料3-2-6-(3)-02 課外活動の支援体制が機能していることを示す資料(後援会の支援実績)		
	資料3-2-6-(3)-03 課外活動の支援体制が機能していることを示す資料(課外活動実績)		
	資料3-2-6-(3)-04 課外活動の支援体制が機能していることを示す資料(高専体育大会の実績)		
	資料3-2-6-(3)-05 課外活動の支援体制が機能していることを示す資料(外部コーチ実績)		
	資料3-2-6-(3)-06 課外活動の支援体制が機能していることを示す資料(学校からの支援実績)		
観点3-2-⑦ 学生寮が整備されている場合には、学生の生活及び勉学の間として有効に機能しているか。 【留意点】なし。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☒ 学生寮を整備していないので、該当しない（→この場合は、(1)以下の記入は不要）			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生寮を整備しているか。 ☒ 整備していない	◇整備状況がわかる資料		
		本校には、学生寮は整備されていない	
(2) 生活の間として整備しているか。 ☒ 整備していない	◇生活支援の内容がわかる資料（談話室、補食室等の整備状況等。）		
(3) 勉学の間として整備しているか。 ☒ 整備していない	◇学習支援の内容がわかる資料（自習室の整備状況、自習時間の設定状況等の整備面での工夫等。）		

(4) (2)(3)について、有効に機能しているか。 ■ 機能していない	◇入寮状況がわかる資料		
	◇勉学の場合としての活用実績がわかる資料		
(5) 管理・運営体制を整備しているか。 ■ 整備していない	◇学生寮の管理規程等の資料		
3-2 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			

基準3

優れた点			
改善を要する点			

基準 4 財務基盤及び管理運営

評価の視点

4－1 学校の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有しており、活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されていること。
また、学校の財務に係る監査等が適正に実施されていること。

観点 4－1－① 学校の目的に沿った教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有しているか。

【留意点】

- 学校の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できるよう校地、校舎等の資産を保有しているか、経常的な収入が確保できているか、債務超過や支出超過の状態がある場合、運営上問題とならないものかなどについて分析すること。

関係法令 (設)第27条の2

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

(リストから選択してください)			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 過去5年間の貸借対照表等による財務状態は適切な状況となっているか。	◇過去5年間の貸借対照表等の財務諸表	本校は、神戸市を設置者とする高等専門学校であるため、貸借対照表等は作成していない。本校の決算は、神戸市一般会計歳入歳出決算中に計上されている。	
(リストから選択してください)	資料4-1-1-(1)-01_過去5年間の財務状態（非公表）		
	資料4-1-1-(1)-02_令和元年度決算説明書（非公表）		
	資料4-1-1-(1)-03_令和元年度歳入歳出事項別計算書（非公表）		
	◇長期未払金、長期借入金がある場合は、その内容を確認できる資料		
	◇臨時利益又は臨時損失が計上されている場合は、その内容を確認できる資料		
(2) 校地、校舎等の資産を保有しているか。	◇その内容を確認できる資料	本校は、神戸市立学校設置条例により設置された「公の施設」であり、学校の目的に沿った教育研究活動のための資産である校地及び校舎は神戸市の所有であり、本校が占有している。	
(リストから選択してください)	資料4-1-1-(2)-01_土地・建物台帳（非公表）		

(3) 過去5年間に於いて運営費交付金、授業料、入学料、検定料等の経常的な収入を確保しているか。	◇過去5年間の運営費交付金、授業料、入学料、検定料等の収入状況	本校の運営費は、市の一般財源（市税収入等）を基本として毎年度市会で議決される市予算に計上されている。	
(リストから選択してください)	資料4-1-1-(3)-01_自主財源の獲得状況（過去5年間）（非公表）		
	◆確保できない年があった場合は、実状を踏まえて、資料を基に記述する。		
(4) 過去5年間の収支状況において支出超過となっていないか。	◇過去5年間の資金収支計算書及び消費収支計算書	本校は市立学校であり、単独での収支ではないため支出超過にはならない	
■ 支出超過となっていない			
	◆支出超過となった年があった場合は、実状を踏まえて、資料を基に記述する。		
観点4-1-② 学校の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。			
【留意点】なし。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
(リストから選択してください)			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 収支に係る方針、計画等を策定しているか。	◇収支に係る方針や計画策定に関する予算関連規程等	本校の毎年度の収支予算・決算は、神戸市会の予算特別委員会において審議され、議決・認定されている。	
■ 策定している	資料4-1-2-(1)-01_令和2年度予算説明書（非公表）		
	◇予算配分や収支に係る方針、計画等がわかる資料		
	資料4-1-2-(1)-02_令和2年度神戸高専予算書（非公表）		
(2) (1)を関係者（教職員等）へ明示しているか。	◇予算の関係者（教職員等）への明示状況を把握できる資料	教職員には、校内予算書を共有のクラウド上で公開し周知している。	
■ 明示している	資料4-1-2-(2)-01_関係者への明示を示す資料（予算委員会議事録）（非公表）		

観点4-1-③ 学校の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む）に対しての資源配分を、学校として適切に行う体制を整備し、行っているか。 【留意点】 ○ 予算配分の方針が定められ、その方針に則り実際の予算配分が行われているか、プロセス（手続きの流れ）の適切性も含めて分析すること。 ○ 予算の配分状況と、その実績（執行状況）を対比させて分析すること。 ○ 校長裁量経費等の重点配分経費の配分基準等の策定状況（手続き、経路、決定機関等。）についても併せて分析すること。 関係法令（設）第27条の2 観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 （リストから選択してください）			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学校の目的を達成するために、教育研究活動に対して適切な資源配分を決定する際、明確なプロセスに基づいて行っているか。 ■ 行っている	◇予算配分実績(教育経費、研究経費、施設設備費の配分実績)		
	資料4-1-3-(1)-01 神戸市立工業高等専門学校予算委員会規程		
	資料4-1-3-(1)-02_適切な資源配分を明確なプロセスに基づいて決定していることを示す資料（予算委員会議事録）（非公表）		
	◇校長裁量経費等の重点配分経費を設定している場合は、その資源配分が把握できる資料		
	◇予算関連規程等		
	◇予算配分に係る審議状況がわかる資料（議事録等）		
	◇施設・設備の整備計画の全体像がわかる資料（学内全体のマスタープラン等。）	2015年度から10年間で総額4億円の事業費にて実験実習設備の更新・整備を進めている。（「校内予算書」26頁）	
(2) 資源配分が、4-1-②の収支に係る方針、計画と整合性を有しているか。 ■ 整合性がある	◆資源配分と収支に係る方針、計画との整合性、執行状況との対応について、資料を基に記述する。その際、資源配分の決定プロセスの整合性についても言及する。		
	資料4-1-2-(1)-01_令和2年度予算説明書（非公表）		再掲
	資料4-1-2-(1)-02_令和2年度神戸高専予算書（非公表）		再掲

(3) 資源配分の内容について、関係者（教職員等）に明示しているか。 ■ 明示している	◇予算の関係者（教職員等）への明示状況を把握できる資料		
	資料4-1-2-(2)-01_関係者への明示を示す資料（予算委員会議事録）（非公表）		再掲
観点4－1－④ 学校を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。また、財務に係る監査等が適正に行われているか。			
【留意点】 ○ 設置者の説明責任を果たすという観点から、財務書類の公表状況について分析すること。 ○ 会計監査の実施状況についても分析すること。			
関係法令 独立行政法人通則法第38条、第39条 私立学校法第47条 私立学校振興助成法第14条 その他財務諸表に関する各種法令等 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令第12条 その他情報公開に関する法令等、それぞれの設置形態別に定められた法令 私立学校法第37条第3項 私立学校振興助成法第14条第3項 地方自治法第199条 その他会計監査等に関する各種法令等			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 (リストから選択してください)			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 設置者は、法令等に基づき、財務諸表等を作成・公表しているか。 ■ 作成・公表している	◇作成・公表状況がわかる資料	本校の設置者である神戸市は、「統一的な基準による地方公会計マニュアル(総務省自治財政局)」に基づき作成した財務書類を作成・公表している。 https://www.city.kobe.lg.jp/documents/14234/r1ippankaikei.pdf	
(2) 財務に係る監査等を実施しているか。 ■ 実施している	◇学内会計監査規程（科学研究費助成事業等の外部資金に関する監査規程も含む。）	本校の財務については、地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき、市監査委員が財務に関する事務の執行及び事業の管理について監査を実施している。	
	資料4-1-4-(2)-01_財務定期監査結果報告（非公表）		
	◇外部監査、学内監査の監査報告書、国立高等専門学校の場合は、国立高等専門学校間の相互監査報告書		
4－1 特記事項 この評価の観点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			

評価の視点

4-2 学校の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。また、外部の資源を積極的に活用していること。

観点4-2-① 管理運営の諸規程が整備され、各種委員会及び事務組織が適切に役割を分担し、効果的に活動しているか。

【留意点】

- 観点2-1-③の教育に係る組織等を除き、管理運営に係る体制について、分析すること。
- 組織図については、観点2-1-③の教育に係る組織等を含む、学校全体の教育研究及び管理運営全体がわかるものの提示が望ましい。
- 議事録又は議事要旨等については、過去1年分提示すること。
- 役割分担が適切であるとは、各種委員会及び事務組織等がそれぞれの役割分担において責任を有しつつ協力して円滑な管理運営の実現に資する状況にあることを想定している。

関係法令 (法)第120条第3項 (施)第175条 (設)第3条の3、第10条

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する					
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）		自己点検・評価の根拠資料・説明等欄		備考	再掲
(1) 管理運営体制に関する規程等を整備しているか。 ■ 整備している	◇管理運営に関する諸規程、整備状況がわかる資料				
	資料4-2-1-(1)-01 管理運営体制に関する規程等を整備していることを示す資料（内部規則等制定改廃に関する規程）				
	資料4-2-1-(1)-02 管理運営体制に関する規程等を整備していることを示す資料（組織規程）				
(2) 委員会等の体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇諸規程、整備状況がわかる資料（組織図等）				
	資料4-2-1-(2)-01 委員会等の体制を整備していることを示す資料（組織図）				
	資料4-2-1-(2)-02 委員会等の体制を整備していることを示す資料（校務運営会議規程）				
	資料4-2-1-(2)-03 委員会等の体制を整備していることを示す資料（組織規程）				
(3) 校長、主事等の役割分担が明確になっているか。 ■ なっている	◇役割分担がわかる資料				
	資料4-2-1-(3)-01 校長の役割分担を示している資料（神戸市立工業高等専門学校学則）				
	資料4-2-1-(3)-02 副校長、主事等の役割分担を示している資料（組織規程）				

(4) 事務組織の体制を規程等に基づき整備しているか。 ■ 整備している	◇規程等、整備状況がわかる資料 資料4-2-1-(4)-01_事務組織の体制を整備していることを示す資料（事務分掌規則）		
(5) 教員と事務職員等とが適切な役割分担の下、必要な連携体制を確保しているか。 ■ 確保している	◇規程等、教員と事務職員が構成員として構成されている合議体がわかる資料 資料4-2-1-(5)-01_教員と事務職員とが役割分担の下で連携体制を確保していることを示す資料（校務組織一覧）		
(6) (1)～(5)の体制の下、効果的な活動を行っているか。 ■ 行っている	◇活動状況がわかる資料（会議の開催回数、議事録等。） 資料4-2-1-(6)-01_体制下で効果的な活動を行っていることを示す資料（委員会活動状況および校務運営会議議事録）		
観点 4－2－② 危機管理を含む安全管理体制が整備されているか。 【留意点】なし。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学校として、責任の所在を明確にした危機管理を含む安全管理体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇規程等、整備状況がわかる資料 資料4-2-2-(1)-01_学校として安全管理体制を整備していることを示す資料（危機管理規程） 資料4-2-2-(1)-02_学校として、責任の所在を明確にした危機管理を含む安全管理体制を整備していることを示す資料（緊急マニュアル）		

(2) 危機管理マニュアル等を整備しているか。	◇危機管理マニュアル等の資料		
■ 整備している	資料4-2-2-(1)-01 学校として安全管理体制を整備していることを示す資料（危機管理規程）		再掲
	資料4-2-2-(1)-02 学校として、責任の所在を明確にした危機管理を含む安全管理体制を整備していることを示す資料（緊急マニュアル）		再掲
	資料4-2-2-(2)-01 危機管理マニュアルを整備していることを示す資料（海外渡航危機管理マニュアル）		
(3) (1)(2)に基づき、定期的に訓練を行うなど、危機に備えた活動を行っているか。	◇訓練や講習会等の実施状況がわかる資料		
■ 行っている	資料4-2-2-(3)-01 危機管理体制に基づき定期的に訓練を行っていることを示す資料（防災訓練）		
	資料4-2-2-(3)-02 危機管理体制に基づき定期的に訓練を行っていることを示す資料（防災訓練2020年度）		
	資料4-2-2-(3)-03 危機管理体制に基づき定期的に訓練を行っていることを示す資料（防災訓練2019年度）		
	資料4-2-2-(3)-04 危機管理体制に基づき定期的に訓練を行っていることを示す資料（防災訓練2018年度）		
	資料4-2-2-(3)-05 危機管理体制に基づき定期的に訓練を行っていることを示す資料（全校自衛防災訓練）		
	資料4-2-2-(3)-06 危機管理体制に基づき定期的に訓練を行っていることを示す資料（シェイクアウト訓練）		
	資料4-2-2-(3)-07 危機管理体制に基づき定期的に訓練を行っていることを示す資料（市民救命士）		

観点 4－2－③ 外部資金を積極的に受入れる取組を行っているか。

【留意点】

○ 過去5年間の外部資金について、明確な獲得方策（獲得のための取組。）を有するか、十分な獲得実績があるかなどについて、分析すること。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 外部の財務資源（科学研究費助成事業による外部資金、受託研究、共同研究、受託試験、奨学寄附金、同窓会等からの寄付金等）を積極的に受入れる取組を行っているか。	◇過去5年間の科学研究費助成事業による外部資金、受託研究、共同研究、受託試験、奨学寄附金、同窓会等からの寄付金等、外部の財務資源の受入れへの取組及び受入実績に関する資料		
■ 行っている	資料4-2-3-(1)-01 外部の財務資源を積極的に受け入れる取り組みを行っていることを示す資料（研究助成出願サポート）		
	資料4-2-3-(1)-02 外部の財務資源を積極的に受け入れる取り組みを行っていることを示す資料（科研費応募状況）		

(2) 公的研究費を適正に管理するシステムが整備されているか。	◇管理体制がわかる資料（規程等）		
■ 整備されている	資料4-2-3-(2)-01 公的研究費を適正に管理するシステムが整備されていることを示す資料（公的研究費の管理・監査指針）		
	資料4-2-3-(2)-02 公的研究費を適正に管理するシステムが整備されていることを示す資料（公的資金不正防止計画）		
観点4－2－④ 外部の教育資源を積極的に活用しているか。 【留意点】 ○ 高等専門学校の教育研究の基盤としての、地域や同窓会等を中心とする外部教育資源、又は退職技術者を含む企業人等の教育研究的資源の活用について分析すること。 ○ 「社会とともに次世代の技術者を育成する」協働教育の理念を实践する活動例について分析すること。 ○ 財務的資源については、観点4－2－③で分析し、ここでは教育資源、研究的資源について分析すること。 ○ 提示する資料の例としては、次のものを想定している。（全ての取組を求めているものではない。） ・ 高等教育機関の間で締結している学生・教員交流等、外部の機関の持つ教育力の活用例の資料（協定等を含む。） ・ 産学連携関係の共同研究や共同教育の実施例の資料 ・ 地域や同窓会等の有識者や経験者による授業、実習、課外活動等の指導支援に関する資料 ・ 地域にある教育設備（図書館、博物館等。）、体育施設の利用及び支援がわかる資料 ・ 地域の催事等を含む地域社会との交流体験実施例の資料			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 外部の教育・研究資源を活用しているか。	◇活用状況がわかる資料		
	資料4-2-4-(1)-01 外部の教育・研究資源を活用していることを示す資料（専攻科のしおり【ユニティ】）	UNITY（ユニティ）は、神戸研究学園都市にある大学・高専の共同利用施設であり、そこをベースとして他大学との単位互換を行っている。	
	資料4-2-4-(1)-02 外部の教育・研究資源を活用していることを示す資料（ユニティ受講可能科目）		
	資料4-2-4-(1)-03 外部の教育・研究資源を活用していることを示す資料（UNITY受講実績）		
	資料4-2-4-(1)-04 外部の教育・研究資源を活用していることを示す資料（他機関との協定）		

観点4-2-⑤ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上を図るための取組（スタッフ・ディベロップメント）が組織的に行われているか。

【留意点】

- ファカルティ・ディベロップメントに関連した教育の質の向上や授業の改善に関する教育支援者に対する取組は観点2-4-③で分析するため、ここでは、スタッフ・ディベロップメント（以下「SD」という。）への取組を分析すること。
- SDとは、事務職員等のほか、教授等の教員や校長等の執行部に対し、教育研究活動等の効果的な運営を図るため、必要な知識及び技能を習得させ、その能力及び資質を向上させるための研修（管理運営等の研修）のことをいう。

関係法令（設）第10条の2

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) SD等を実施しているか。	◇規程等の資料		
■ 実施している	資料4-2-5-(1)-01 SDを実施していることを示す資料(神戸市人材育成基本計画)		
	資料4-2-5-(1)-02 教育支援者に対して研修等、その資質向上を図る取組を適切に行っていることを示す資料（神戸市職員研修資料）		
	◇実施状況（参加状況等）がわかる資料		
	資料4-2-5-(1)-03 SDを実施していることを示す資料		
	資料4-2-5-(1)-04 SDを実施していることを示す資料（不祥事防止に向けた教職員 服務研修）		
	資料4-2-5-(1)-05 SDを実施していることを示す資料（研修参加実績）		

4-2 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。

評価の視点 4－3 学校の教育研究活動等の状況やその活動の成果に関する情報を広く社会に提供していること。			
観点4－3－① 学校における教育研究活動等の状況についての情報（学校教育法施行規則第172条の2に規定される事項を含む。）が公表されているか。			
【留意点】 ☐ 高等専門学校の教育研究活動の状況や、その活動の成果に関する情報を、わかりやすい表現やアクセスしやすい手段を用いて、社会に発信しているか分析すること。			
関係法令（施）第165条の2、（施）第172条の2、学校教育法施行規則等の一部を改正する省令の施行について（通知）22文科高第236号平成22年6月16日			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☐ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育情報を法令に従い適切に公表しているか。（複数チェック■可）	◇刊行物の該当箇所がわかる資料		
■ 高等専門学校の教育上の目的及び学校教育法施行規則第165条の2第1項の規定により定める方針	資料4-3-1-(1)-01 教育情報を法令に従い適切に公表していることを示す資料		
■ 教育研究上の基本組織	資料4-3-1-(1)-02 教育情報を法令に従い適切に公表していることを示す資料（基本組織・学位）		
■ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績	資料4-3-1-(1)-03 教育情報を法令に従い適切に公表していることを示す資料（組織図）		
■ 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況	資料4-3-1-(1)-04 教育情報を法令に従い適切に公表していることを示す資料（教員組織・業績）		
■ 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画	資料4-3-1-(1)-05 教育情報を法令に従い適切に公表していることを示す資料（入学者数・在籍数・就職・進学）		
■ 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準	資料4-3-1-(1)-06 教育情報を法令に従い適切に公表していることを示す資料（授業科目・年間計画）		
■ 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境	資料4-3-1-(1)-07 教育情報を法令に従い適切に公表していることを示す資料（進級および卒業に関する基準）		
■ 授業料、入学科料その他の高等専門学校が徴収する費用	資料4-3-1-(1)-08 教育情報を法令に従い適切に公表していることを示す資料（校舎等の施設及び教育研究環境）		
	資料4-3-1-(1)-09 教育情報を法令に従い適切に公表していることを示す資料（教育研究環境）		
	資料4-3-1-(1)-10 教育情報を法令に従い適切に公表していることを示す資料（授業料等）		
	資料4-3-1-(1)-11 教育情報を法令に従い適切に公表していることを示す資料（学生の修学に対する支援）		
	資料4-3-1-(1)-12 教育情報を法令に従い適切に公表していることを示す資料（進路に対する支援）		
	資料4-3-1-(1)-13 教育情報を法令に従い適切に公表していることを示す資料（心身の健康等に係る支援）		
■ 高等専門学校が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援	◇【様式2－5】ウェブサイト掲載項目チェック表		

4－3 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。

基準 4

優れた点

改善を要する点

基準 5 準学士課程の教育課程・教育方法

評価の視点			
5－1 準学士課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準等が適切であること。			
観点 5－1－① 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、授業科目が学年ごとに適切に配置され、教育課程が体系的に編成されているか。			
【留意点】			
○ 観点 1－2－②の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえた授業科目の配置となっているか分析すること。			
関係法令（設）第15条、第16条、第17条、第17条の2			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえて、適切な授業科目を体系的に配置しているか。	◇カリキュラム一覧表、授業科目系統図等の授業科目配置状況がわかる資料		
	資料5-1-1-(1)-01 CPを踏まえ授業科目を体系的に配置していることを示す資料（ 学校要覧 科目配当一覧 ）	「資料5-1-1-(1)-01」、「資料5-1-1-(1)-02」に示すようにカリキュラム・ポリシーに沿った科目配置をしている。	
	資料5-1-1-(1)-02 CPを踏まえ授業科目を体系的に配置していることを示す資料（ 科目系統図 ）		
(2) 一般教育の充実に配慮しているか。	◇配慮していることがわかる資料		
	資料5-1-1-(2)-01 一般教育の充実に配慮していることを示す資料（ カリキュラムポリシー ）	「資料5-1-1-(1)-01」にもあるように、カリキュラム・ポリシーに沿って低学年で多くの一般教養科目を配置するくさび型のカリキュラム構成となっている。また、一般教養の充実のため4年生、5年生には選択科目を配置している。	
	資料5-1-1-(2)-02 一般教育の充実に配慮していることを示す資料（ 学生便覧 ）		
	資料5-1-1-(2)-03 一般教育の充実に配慮していることを示す資料（ 防災・減災入門 ）		
(3) 進級に関する規程を整備しているか。	◇進級に関する規程の整備状況がわかる資料		
	資料5-1-1-(3)-01 進級に関する規程の整備していることを示す資料（ 進級および卒業に関する規程 ）		

(4) 1年間の授業を行う期間を定期試験等の期間を含め、35週確保しているか。 ■ 確保している	◇35週が確保されている状況が確認できる資料（学年暦等。）		
	資料5-1-1-(4)-01 1年間の授業を35週確保していることを示す資料（年間行事予定表）		
(5) 特別活動を90単位時間以上実施しているか。 ■ 実施している	◇特別活動の実施状況がわかる資料（学年暦等。）		
	資料5-1-1-(5)-01 特別活動を90単位時間以上実施していることを示す資料（学則）		
	資料5-1-1-(5)-02 特別活動を90単位時間以上実施していることを示す資料（時間割）		
	資料5-1-1-(5)-03 特別活動を90単位時間以上実施していることを示す資料（年間行事予定表）		
観点5－1－② 教育課程の編成及び授業科目の内容について、学生の多様なニーズ、学術の発展の動向、社会からの要請等が配慮されているか。			
【留意点】 ○ 例えば、国際的に活躍できる技術者の養成が目的に含まれる場合には、外国語の伝達と読解の基礎能力育成について分析するなど、目的や卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に照らして授業科目の内容の工夫を行っているか分析すること。 ○ この観点では教育課程の編成について分析するものであり、正規の教育課程とは別に実施しているもの（例えば、補習や補講等。）は、この観点の対象ではないことに留意すること。			
関係法令（設）第19条、第20条			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生の多様なニーズ、学術の発展の動向、社会からの要請等を踏まえ、教育課程における具体的な配慮としてどのようなことを行っているか。（複数チェック■可）	◇チェックした配慮項目に関して、実施状況がわかる資料		
☐ 他学科の授業科目の履修を認定			
■ インターンシップによる単位認定	資料5-1-2-(1)-01 教育課程における具体的な配慮を示す資料（インターンシップによる単位認定）		
■ 専攻科課程教育との連携	資料5-1-2-(1)-02 教育課程における具体的な配慮を示す資料（専攻科課程教育との連携）		
■ 外国語の基礎能力（聞く、話す、読む、書く）の育成	資料5-1-2-(1)-03 教育課程における具体的な配慮を示す資料（TOEICIP実施実績）		
☐ 資格取得に関する教育	資料5-1-2-(1)-04 教育課程における具体的な配慮を示す資料（英語の基礎能力の育成）		

☐ 他の高等教育機関との単位互換制度 ☐ 個別の授業科目内での工夫 ☒ 最先端の技術に関する教育 ☐ その他			
	資料5-1-2-(1)-05 教育課程における具体的な配慮を示す資料（最先端技術教育）		
	◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		
(2) 他の高等教育機関との単位互換制度を設けている場合、法令に従い適切に取り扱っているか。	◇単位互換制度の内容がわかる資料		
☒ 単位互換制度を設けていないので、該当しない			
観点5－1－③ 創造力・実践力を育む教育方法の工夫が図られているか。 【留意点】 ☐ 創造力を育む教育方法の工夫がわかる資料には、PBL型の授業や創造型の演習等においての具体的な教育方法の工夫がわかる資料を提示すること。 ☐ 創造力を育む教育方法の工夫については、学校としてどう捉え、どう展開しているかを踏まえて分析すること。 ☐ 実践力を育む教育方法の工夫がわかる資料には、インターンシップの活用等の具体的な教育方法の工夫がわかる資料を提示すること。 （注）PBLとは、プロジェクト課題を学生にグループ単位で与え、その課題を達成するためのアイデアの創出、計画立案、実現等を学生自身に遂行させることにより、学生の学習意欲、知識の活用能力、計画立案・遂行能力、ディベート能力、プレゼンテーション能力、組織運営能力等の向上を図るための学習・教育の方法のこと。Problem - based Learning 又は Project - based Learning の略。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☒ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 創造力を育む教育方法の工夫を行っているか。 ☒ 行っている	◇創造力を育む教育方法の工夫がわかる資料（PBL型の授業や創造型の演習の実施等）		
	資料5-1-3-(1)-01 創造力を育む教育方法の工夫を行っていることを示す資料（シラバス2021）		

	◇実施状況がわかる資料		
	資料5-1-3-(1)-02 創造力を育む教育方法の工夫を行っていることを示す資料（創造設計製作）		
	資料5-1-3-(1)-03 創造力を育む教育方法の工夫を行っていることを示す資料（エネルギーデザイン）		
	資料5-1-3-(1)-04 創造力を育む教育方法の工夫を行っていることを示す資料（ロボティクスデザイン）		
	◆工夫を行った結果、学生が創造力を発揮し、あげた成果や効果があれば具体的に、資料を基に記述する。		
	資料5-1-3-(1)-05 創造力を育む教育方法の工夫を行った結果の成果を示す資料（高専だより）		
	創造力を育む教育として、各学科ごとでPBL型の授業を行っている。ある目標に対して、アイデアから設計、製作までを行うようにして創造力を育むようにした結果、5年生になって様々なコンテスト等に応募する学生が増えてきている。成果としては資料に数例あげているが、「2019全国高専デザコン（AMデザイン部門）」で最優秀賞（経済産業大臣賞）と2位となる優秀賞を受賞、「テクノ愛」では2018年～2020年の3年連続で奨励賞を受賞するなど、成果があがっている。		
(2) 実践力を育む教育方法の工夫を行っているか。 ■ 行っている	◇実践力を育む教育方法の具体的な工夫がわかる資料（インターンシップの中での具体的な工夫内容等。）		
	資料5-1-3-(2)-01 実践力を育む教育方法の工夫を行っていることを示す資料（成長産業技術者教育プログラム募集要項）		
	◇実施状況がわかる資料		
	資料5-1-3-(2)-02 実践力を育む教育方法の工夫を行っていることを示す資料（成長産業技術者教育プログラム履修学生数）		
	◆工夫を行った結果、学生が実践力を発揮し、あげた成果や効果があれば具体的に、資料を基に記述する。		
	インターンシップの中で、履歴書やエントリーシートの書き方、メールでの連絡方法などの指導やインターンシップ後に報告書の作成と報告会を実施し、実践力を育むようにしているが、それらの成果や効果を具体的に評価することが難しいため記載していない。 また、成長産業技術者教育プログラムの履修生自身には教育効果は得られているが、そのことであげた成果や効果は具体的に抽出することが困難なため記載していない。		

5－1 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。

評価の視点

5－2 準学士課程の教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。

観点5－2－① 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態のバランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導上の工夫がなされているか。

【留意点】

なし。

関係法令（設）第17条の2

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に照らして、講義、演習、実験、実習等の適切な授業形態が採用されているか。	◇授業形態の開講状況（バランスを含む。）がわかる資料		
■ 採用されている	資料5-2-1-(1)-01 CPに照らして適切な授業形態が採用されていることを示す資料（講義形態割合）		
	◆授業形態のバランスが適切であることについて、資料を基に記述する。		
	資料5-2-1-(1)-01にあるように、平均して約15%が実験・実習系科目、約85%が座学となっており、適切な授業形態となっている。		

(2) 教育内容に応じて行っている、学習指導上の工夫には、どのような工夫があるか。（複数チェック■可） ■ 教材の工夫 ■ 少人数教育 ■ 対話・討論型授業 ■ フィールド型授業 ■ 情報機器の活用 ■ 基礎学力不足の学生に対する配慮 ■ 一般科目と専門科目との連携 □ その他	◇チェックした項目の実施状況がわかる資料		
	資料5-2-1-(2)-01_教育内容に応じて行っている学習指導上の工夫（教材の工夫）		
	資料5-2-1-(2)-02_教育内容に応じて行っている学習指導上の工夫（少人数教育）		
	資料5-2-1-(2)-03_教育内容に応じて行っている学習指導上の工夫（対話討論型授業）		
	資料5-2-1-(2)-04_教育内容に応じて行っている学習指導上の工夫（フィールド型授業）		
	資料5-2-1-(2)-05_教育内容に応じて行っている学習指導上の工夫（情報機器の活用）		
	資料5-2-1-(2)-06_教育内容に応じて行っている学習指導上の工夫（基礎学力不足への対応）		
	資料5-2-1-(2)-07_教育内容に応じて行っている学習指導上の工夫（科目関連表）		
	◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		

観点5-2-② 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）の趣旨に沿って、適切なシラバスが作成され、活用されているか。

【留意点】

なし。

関係法令（設）第17条、第17条の3

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえて適切に設定された項目に基づきシラバスを作成しているか。（複数チェック■可）	◇シラバスの作成要領や具体例等の左記内容がわかる資料		
■ 授業科目名	資料5-2-2-(1)-01 CPを踏まえて適切な項目に基づきシラバスが作成されていることを示す資料（シラバス作成方法）		
■ 単位数	資料5-2-2-(1)-02 CPを踏まえて適切な項目に基づきシラバスが作成されていることを示す資料（シラバスのページ）		
■ 授業形態	資料5-2-2-(1)-03 CPを踏まえて適切な項目に基づきシラバスが作成されていることを示す資料（シラバス例）		
■ 対象学年			
■ 担当教員名			
■ 教育目標等との関係			
■ 達成目標			
■ 教育方法			
■ 教育内容（1 授業時間ごとに記載）			
■ 成績評価方法・基準			
□ 事前に行う準備学習			
■ 高等専門学校設置基準第17条第3項の規定に基づく授業科目か、4項の規定に基づく授業科目かの区別の明示			
■ 教科書・参考文献			
□ その他			
	◆その他の項目にチェックした場合は、具体的な内容（項目）を記述する。		

(2) 教員及び学生のシラバスの活用状況を把握し、その把握した状況を基に改善を行っているか。 ■ 改善を行っている	◇活用状況がわかる資料 資料5-2-2-(2)-01 教員のシラバス活用状況を把握していることを示す資料（授業自己点検シート） 資料5-2-2-(2)-02 教員のシラバス活用状況を把握していることを示す資料（授業アンケート） 資料5-2-2-(2)-03 シラバス活用状況を把握し、把握状況を基に改善を行っていることを示す資料 ◆改善を行った事例があれば、改善内容について、資料を基に記述する。 シラバスの活用状況は概ね良好なため、活用状況を改善した内容はないが、毎年度、シラバスの内容について各学科で「シラバス会議」を開催することにより、出された意見等をもとにシラバス内容の改善を行っている。		
(3) 設置基準第17条第3項の30単位時間授業では1単位当たり30時間を確保しているか。 ■ 確保している	◇状況が確認できる資料（学年暦、時間割等。） 資料5-2-2-(3)-01 1単位当たり30時間を確保していることを示す資料（2021年度時間割） 資料5-2-2-(3)-02 1単位当たり30時間を確保していることを示す資料（年間行事予定表）		
(4) (3)の30単位時間授業では、1単位時間を50分としているか。 ■ 1単位時間＝50分で規定、45分で運用	◆1単位時間を50分以外で運用している場合は、標準50分に相当する教育内容を確保していることについて、学校の現状を踏まえ、資料を基に記述する。 資料5-2-2-(4)-01 1単位時間を規定していることを示す資料（進級および卒業認定に関する規程） 2時間連続の90分で運用している。50分を2回実施した場合、1回の授業で出席確認と前回授業の振り返り時間で少なくとも10分は要するため、50分×2＝100分の授業でも実質80分の授業時間しか確保できないことになる。2時間連続授業では、出席確認と振り返りの時間を1回分省略できることから、2時間連続90分の授業でも50分×2＝100分の授業と同等の教育内容が確保されている。		

(5) 1単位の履修時間が授業時間以外の学修と合わせて45時間である授業科目を配置している場合には、授業科目ごとのシラバス、あるいはシラバス集、履修要項等に、1単位の履修時間は授業時間以外の学修等を合わせて45時間であることを明示しているか。 ■ 明示している	◇シラバス集、履修要項等の明示状況がわかる資料 資料5-2-2-(5)-01 1単位の履修時間が授業時間以外の学修等を合わせて45時間であることを明示していることを示す資料（シラバス例）		
(6) (5)の履修時間の実質化のための対策としてどのような方策を講じているか。 (複数チェック■可) ■ 授業外学習の必要性の周知 □ 事前学習の徹底 □ 事後展開学習の徹底 ■ 授業外学習の時間の把握 □ その他	◇チェックした方策の具体的な内容がわかる資料 資料5-2-2-(6)-01 授業外学習の必要性を周知していることを示す資料（シラバス例） 資料5-2-2-(6)-02 事前および事後学習の必要性を周知していることを示す資料（シラバス例） 資料5-2-2-(6)-03 授業外の学習時間を把握していることを示す資料（授業アンケート） ◆その他の項目にチェックした場合は、具体的な内容を記述する。		
5－2 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			

評価の視点 5－3 準学士課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）並びに卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、成績評価・単位認定及び卒業認定が適切に行われており、有効なものとなっていること。			
観点5－3－① 成績評価・単位認定基準が、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、成績評価・単位認定が適切に実施されているか。			
【留意点】			
関係法令（設）第17条の3			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 成績評価や単位認定に関する基準を、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、策定しているか。 ■ 策定している	◇成績評価や単位認定に関する規程等の該当箇所		
	資料5-3-1-(1)-01_CPに基づき、成績評価や単位認定に関する基準を策定していることを示す資料く進級・卒業認定に関する規程		
(2) 成績評価や単位認定に関する基準に基づき、各授業科目の単位認定等を行っているか。 ■ 行っている	◇成績評価の組織内でのチェック等、成績評価が適切に実施されていることがわかる資料		
	資料5-3-1-(2)-01_成績評価や単位認定の基準に基づき、授業の単位認定を行っていることを示す資料（進級認定会議）（非公表）		
	資料5-3-1-(2)-02_成績評価や単位認定の基準に基づき、授業の単位認定を行っていることを示す資料（進級認定会議議事録）（非公表）		
(3) 1単位の履修時間が授業時間以外の学修と合わせて45時間である授業科目を配置している場合、授業時間以外の学修についての評価がシラバス記載どおりに行われていることを学校として把握しているか。 ■ 把握している	◇学校として把握していることがわかる資料		
	資料5-3-1-(3)-01_授業時間外の学修の評価がシラバス通りに行われていることを把握している資料（授業自己点検シート）		
	資料5-3-1-(3)-02_授業時間外の学修の評価がシラバス通りに行われていることを把握している資料（成績評価内訳表チェックシート）		

(4) 成績評価や単位認定に関する基準を学生に周知しているか。 ■ 周知している	◇周知を図る取組の内容（学生の手引きへの掲載、ウェブサイトでの明示等。）がわかる資料		
	資料5-3-1-(4)-01_成績評価や単位認定に関する基準を学生へ周知していることを示す資料（学生便覧）		
(5) (4)について、学生の認知状況を学校として把握しているか。 ■ 把握している	◇認知状況がわかる資料		
	資料5-3-1-(5)-01_学生の認知状況を学校が把握していることを示す資料（学生アンケート結果）		
(6) 追試、再試の成績評価方法を定めているか。 ■ 定めている	◇追試、再試の成績評価の規程等がわかる資料		
	資料5-3-1-(6)-01_追試験および臨時試験の成績評価方法を定めていることを示す資料（教務必携）（非公表）		
(7) 成績評価結果に関する学生からの意見申立の機会があるか。 ■ ある	◇成績評価結果に関する学生からの意見申立の機会の規程等がわかる資料		
	資料5-3-1-(7)-01_成績評価結果に関する学生からの意見申立の機会があることを示している資料（教務必携）（非公表）		
	資料5-3-1-(7)-02_成績評価結果に関する学生からの意見申立の機会があることを示している資料（成績等の再確認）		
(8) 成績評価等の客観性、厳格性を担保するため、どのような組織的な措置を行っているか。（複数チェック■可） ■ 成績評価の妥当性の事後チェック ■ 答案の返却 ■ 模範解答や採点基準の提示 □ G P A の進級判定への利用 ■ 成績分布のガイドラインの設定 □ 複数年次にわたり同じ試験問題が繰り返されていないことのチェック	資料5-3-1-(8)-01_成績評価の妥当性の事後チェックを行っていることを示す資料（評価内訳表）		
	資料5-3-1-(8)-02_成績評価の客観性、厳格性を担保するための取り組みを示す資料（授業自己点検シート）		
	資料5-3-1-(8)-03_成績評価の客観性、厳格性を担保するための取り組みを示す資料（評価内訳表チェックリスト）		
	資料5-3-1-(8)-04_成績評価の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置を示す資料（成績分布のガイドライン）（非公表）		

☐ 試験問題のレベルが適切であることのチェック ☐ その他			
	◆実施状況や成績分布を踏まえて、成績評価や単位認定における基準の客観性・厳格性を担保するための措置が、有効に機能しているかどうかについて、資料を基に記述する。		
	成績評価の客観性は、答案用紙の返却した際に解答と点数配分・採点基準を説明しをしており担保されている。成績評価の厳格性は、シラバスに沿った成績評価が行われていることを、評価内訳表の作成と相互チェックの実施により担保している。		
	◆その他の項目をチェックした場合は、具体的な内容を記述する。		
観点5-3-② 卒業認定基準が、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、卒業認定が適切に実施されているか。 【留意点】 なし。			
関係法令（法）第117条（設）第17条第3～6項、第17条の2、第17条の3、第18条、第19条、第20条			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☒ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学則等に、修業年限を5年（商船に関する学科は5年6月。）と定めているか。 ☒ 定めている	◇学則等の該当箇所がわかる資料		
	資料5-3-2-(1)-01 修業年限を5年と定めていることを示す資料（学則）		
(2) 卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、卒業認定基準を定めているか。 ☒ 定めている	◇定めている該当規程や卒業認定基準		
	資料5-3-2-(2)-01 DPに基づき卒業認定基準を定めていることを示す資料（卒業認定に関する規程）		

(3) 卒業認定基準に基づき、卒業認定しているか。 ■ 認定している	◇関係する委員会等の会議資料		
	資料5-3-2-(3)-01_卒業認定基準に基づき卒業認定を行っていることを示す資料（卒業認定会議資料）（非公表）		
	資料5-3-2-(3)-02_卒業認定基準に基づき卒業認定を行っていることを示す資料（卒業認定会議議事録）（非公表）		
(4) 卒業認定基準を学生に周知しているか。 ■ 周知している	◇周知を図る取組の内容（学生の手引きへの掲載、ウェブサイトでの明示等。）がわかる資料		
	資料5-3-2-(4)-01_卒業認定基準の学生への周知していることを示す資料（学生便覧）		
(5) (4)について、学生の認知状況を学校として把握しているか。 ■ 把握している	◇学生の認知状況を把握していることがわかる資料		
	資料5-3-2-(5)-01_卒業認定基準について学生の認知状況を把握していることを示す資料（学生アンケート結果）		
5－3 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			

基準 5

優れた点			
改善を要する点			

基準 6 準学士課程の学生の受入れ

評価の視点

6－1 入学者の選抜が、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な方法で実施され、機能していること。また、実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。

観点 6－1－① 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な入学者選抜方法が採用されており、実際の学生の受入れが適切に実施されているか。

【留意点】

○ 合否判定基準については、提示できるものがあれば、提示すること。自己評価書での提示が不可能な場合は、訪問調査時に提示すること。

関係法令 （設）第3条の2

観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）、特に入学者選抜の基本方針に沿った入学者選抜方法（学生募集の方針、選抜区分（学力選抜、推薦選抜等。）、面接内容、配点・出題方針等。）となっているか。 ■ なっている	◇入学者選抜要項、面接要領、合否判定基準、入学試験実施状況等がわかる資料		
	資料6-1-1-(1)-01_入学者選抜の基本方針に沿った入学者選抜方法を示す資料（学力選抜の配点）		
	資料6-1-1-(1)-02_入学者選抜の基本方針に沿った入学者選抜方法を示す資料（推薦入試での配点）		
	資料6-1-1-(1)-03_入学者選抜の基本方針に沿った入学者選抜を行っていることを示す資料（本科推薦入試）（非公表）		
	資料6-1-1-(1)-04_入学者選抜の基本方針に沿った入学者選抜を行っていることを示す資料（本科学力入試）（非公表）		
	資料6-1-1-(1)-05_入学者選抜の基本方針に沿った入学者選抜を行っていることを示す資料（本科編入試）（非公表）		

観点6-1-② 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生を実際に受入れているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学選抜の改善に役立てているか。

【留意点】なし。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 検証及び検証結果を改善に役立てる体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇検証の体制に関する資料		
	資料6-1-2-(1)-01 APに沿った学生を受け入れているかどうかの検証の体制を示す資料（入試委員会規程）		
	資料6-1-2-(1)-02 APに沿った学生を受け入れているかどうかの検証結果を改善に役立てる体制を示す資料（自己評価委員会規程）		
	◇改善に役立てる体制に関する資料		
(2) (1)の体制の下、実際に入学した学生が、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿っているかどうかの検証を行っているか。 ■ 行っている	◇検証を行っていることがわかる資料		
	資料6-1-2-(2)-01 APに沿った学生が入学しているか検証していることを示す資料（新入生アンケート結果2021）		
	資料6-1-2-(2)-02 APに沿った学生が入学しているか検証していることを示す資料（2021英語新入生実力テスト）（非公表）		
	資料6-1-2-(2)-03 APに沿った学生が入学しているか検証していることを示す資料（2021国語新入生作文）（非公表）		
	資料6-1-2-(2)-04 APに沿った学生が入学しているか検証していることを示す資料（2021数学新入生実力テスト）（非公表）		

(3) (2)の検証の結果を入学選抜の改善に役立てているか。 ■ 改善に役立てている	◆検証の結果に基づいた具体的な改善の実施状況を踏まえて、検証の結果を改善に役立てている状況について、資料を基に記述する。 合格者招集日に実施したアドミッション・ポリシーに関するアンケート結果、学力入試結果をもとに、入試委員会で検証している。基準1の「資料1-3-1-(2)-01」に示しているように、検証した結果、アドミッション・ポリシーに沿った学生が入学していることが確認されたため、今後の動向には注意を払っていくものの現状では入学選抜方法の変更は行わないことが確認された。		
観点6-1-③ 実入学人数が、入学定員を大幅に超過、又は大幅に不足している状況になっていないか。また、その場合には、入学選抜方法を改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学人数との関係の適正化が図られているか。 【留意点】 ○ (2)の体制の整備は、必ずしもこの取組に特化した組織を整備することを求めているのではなく、既存の委員会で対応することとしている場合には、当該委員会に関する規定の所掌において定員と実入学人数との関係の把握と必要な改善のための取組が明示されていることを分析すること。 ○ (3)の入学定員に対する入学人数は、大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準に照らして、分析すること。			
関係法令 (設)第4条の2、第5条第2項 大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準 (平成15年3月31日文部科学省告示第45号)			
観点の自己点検・評価結果欄 (該当する□欄をチェック■) 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄 (該当する□欄をチェック■)	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生定員を学科ごとに1学級当たり40人を標準として、学則で定めているか。 ■ 定めている	◇学則の該当箇所 資料6-1-3-(1)-01 学生定員を1学級当たり40人と定めていることを示す資料 (学則) 		

(2) 学科ごとの入学定員と実入学者数との関係を把握し、改善を図るための体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇体制の整備に係る規程等がわかる資料 資料6-1-3-(2)-01 入学定員と実入学者数を把握し、改善を図るための体制を整備していることを示す資料（入試委員会規程）		
(3) 過去5年間の学科ごとの入学定員に対する実入学者数が適正であるか。 ■ 適正である	◇【様式2－2】平均入学定員充足率計算表		
(4) 過去5年間で、実入学者数が、入学定員を大幅に超過、又は大幅に不足している状況にあった場合は、改善の取組を行っているか。 ■ 過去5年間で大幅に超過、大幅に不足していないので、該当しない	◆大幅に超過、又は大幅に不足している状況にあった場合には、該当する学科について、実入学者数の改善に資する取組や教育環境等の改善により教育等に支障が生じないように取った対応等、実際に行った事例がわかる資料を基に記述する。		
6－1 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			

基準 6

優れた点			
改善を要する点			

基準7 準学士課程の学習・教育の成果

評価の視点

7-1 卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に照らして、学習・教育の成果が認められること。

観点7-1-① 成績評価・卒業認定の結果から判断して、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った学習・教育の成果が認められるか。

【留意点】

○ 学生の成績（卒業時のGPA値等。）や原級留置の状況、単位修得率（登録授業単位数に対する修得単位数の率。）等、成果を総合的に分析すること。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力について、成績評価・卒業認定の結果から学習・教育の成果を把握・評価するための体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇体制の整備状況がわかる資料		
	資料7-1-1-(1)-01_成績評価・卒業認定の結果から学習・教育の成果を把握・評価するための体制を示す資料（卒業認定に関する規程）		
	資料7-1-1-(1)-02_成績評価・卒業認定の結果から学習・教育の成果を把握・評価するための体制を示す資料（教務委員会規程）		
	資料7-1-1-(1)-03_成績評価・卒業認定の結果から学習・教育の成果を把握・評価するための体制を示す資料（自己評価委員会規程）		
(2) 学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力について、成績評価・卒業認定の結果から学習・教育の成果を把握・評価しているか。 ■ 把握・評価している	◇成績評価・卒業認定等に関するデータ・資料		
	資料7-1-1-(2)-01_成績評価・卒業認定の結果から学習・教育の成果を把握していることを示す資料（卒業認定会議）（非公表）		
	資料7-1-1-(2)-02_成績評価・卒業認定の結果から学習・教育の成果を把握していることを示す資料（達成度評価）		
(3) (2)の結果から学習・教育の成果が認められるか。 ■ 認められる	◇把握・評価の実施状況がわかる資料		
	資料7-1-1-(3)-01_成績評価・卒業認定の結果から学習・教育の成果が認められることを示す資料（クラス成績平均点）（非公表）		
	資料7-1-1-(3)-02_成績評価・卒業認定の結果から学習・教育の成果が認められることを示す資料（在籍学生数）（非公表）		

	◆左記(2)及び上記の資料を踏まえて、学習・教育の成果が認められることについて、資料を基に記述する。 卒業認定会議では、教務主事室が作成した卒業認定会議資料に基づいて、単位修得状況や卒業要件を満たしていることなどを審議し、卒業認定している。必修科目を修得すれば、卒業時にディプロマポリシーで示す4つの項目がすべて満たされるようになっていることから、ディプロマポリシーの達成状況も確認できる。 卒業時の5年間の平均点は74.9%となっており、また2019年度の進級率は96.7%、退学率は0%であることから、学習・教育の成果は認められる。		
観点7-1-② 達成状況に関する学生・卒業生・進路先関係者等からの意見の聴取の結果から判断して、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った学習・教育の成果が認められるか。 【留意点】 ○ (1)の体制の整備が、観点7-1-①と同じ体制で実施されている場合には、観点7-1-①と同じ資料となる。 ○ (2)(3)(4)は、観点1-1-③で分析している種々の評価結果の一部と同一のものであるため、内容の整合性に留意して分析すること。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力について、学生・卒業生・進路先関係者等からの意見聴取の結果に基づいて学習・教育の成果を把握・評価するための体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇体制の整備状況がわかる資料 資料7-1-2-(1)-01 学生・卒業生・進路先等から学習・教育の成果を把握・評価するための体制を示す資料（外部評価委員会規程） 資料7-1-2-(1)-02 学生・卒業生・進路先等から学習・教育の成果を把握・評価するための体制を示す資料（自己評価委員会規程）		
(2) 学生が卒業時に身に付けた学力、資質・能力について、卒業時の学生に対する意見聴取の結果から学習・教育の成果の把握・評価を行っているか。 ■ 行っている	◇意見聴取の結果に関するデータ・資料 資料7-1-2-(2)-01 卒業時における学習・教育の成果の把握を行っていることを示す資料(卒業時満足度アンケート結果) 資料7-1-2-(2)-02 2020年度卒業時満足度調査結果に対する分析と対応策（議事録） 資料7-1-2-(2)-03 2020年度卒業時満足度調査結果に対する分析と対応策	達成度アンケートの結果についての評価は「資料1-1-3-(1)-12」の①（13ページ）にもあるように評価し、学習・教育の成果があがっていると評価している。	

(3) 学生が卒業時に身に付けた学力、資質・能力について、卒業生（卒業後5年程度経った者）に対する意見聴取の結果から学習・教育の成果の把握・評価を行っているか。 ■ 行っている	◇把握・評価の実施状況がわかる資料 資料7-1-2-(3)-01 卒業生（卒業後5年）に対する意見聴取から学習・教育の成果を把握していることを示す資料（卒業生アンケート結果） 資料7-1-2-(3)-02 卒業生（卒業後5年）に対する意見聴取の結果から学習・教育の成果の把握・評価を行っていることを示す資料	「資料1-3-1-(2)-02」にあるように、アンケート結果について自己評価委員会で把握・評価しており、英語力以外は高い結果が得られていることを確認している。	
(4) 学生が卒業時に身に付けた学力、資質・能力について、進路先関係者等に対する意見聴取の結果から学習・教育の成果の把握・評価を行っているか。 ■ 行っている	資料7-1-2-(4)-01 進路先に対する意見聴取から学習・教育の成果を把握していることを示す資料（企業アンケート結果） 資料7-1-2-(4)-02 進路先に対する意見聴取から学習・教育の成果を把握していることを示す資料（進学先アンケート結果） 資料7-1-2-(4)-03 進路先関係者に対する意見聴取の結果から学習・教育の成果の把握・評価を行っていることを示す資料	「資料1-3-1-(2)-01」、「資料1-3-1-(2)-02」にあるように、アンケート結果について入試委員会、自己評価委員会で把握・評価しており、学習・教育の成果が得られていることを確認している。	
(5) (2)～(4)の評価結果から学習・教育の成果が認められるか。 ■ 認められる	◆左記(2)～(4)及び上記の資料を踏まえて、学習・教育の成果が認められることについて、資料を基に記述する。 卒業生アンケート結果（卒業後5年程度）では、ディプロマ・ポリシーの4つの項目について役立っているものが多くあり、卒業後の経験から85%がディプロマ・ポリシーが妥当だと回答している。また、企業アンケート結果では97%がディプロマ・ポリシーに沿った学力や教養が身につけていると回答していることから、学習・教育の成果が得られていると認められる。		

観点7-1-③ 就職や進学といった卒業後の進路の状況等の実績から判断して、学習・教育の成果が認められるか。

【留意点】なし。

関係法令 (法)第122条 (施)第178条

観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学校として把握している最近5年間の就職率及び進学率から判断して、学習・教育の成果が認められるか。 ■ 認められる	◇【様式2-4】卒業生進路実績表		
(2) 学校として把握している就職先や進学先は、各学科の養成しようとする人材像に適したものとなっているか。 ■ なっている	資料7-1-3-(2)-01 就職先や進学先は、各学科の養成する人材像に適したものとなっていることを示す資料（卒業生の進路）		
	◆就職率・進学率や就職先等から、養成しようとする人材像にかなった成果が得られているかどうかについて、資料を基に記述する。 過去5年間（2016年度～2020年度）の平均値より、就職率（就職者数／就職希望者数）は98％と極めて高く、就職先も製造業や電気・ガス供給業、情報通信業、交通・鉄道、公務員など本校が育成しようとする技術者像にふさわしいものとなっている。また、進学率（進学者数／進学希望者数）も97％以上と極めて高く、進学先も本校の学科の分野に関連した大学の工学部系・理学系の学部や高等専門学校専攻科となっていることから、本校が養成しようとする人物像にかなった成果が得られている。		

7-1 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。

基準 7

優れた点			
改善を要する点			

基準 8 専攻科課程の教育活動の状況

評価の視点 8－1 専攻科課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、教育課程が体系的に編成され、専攻科課程としてふさわしい授業形態、学習指導法等が採用され、適切な研究指導等が行われていること。また、専攻科課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）並びに修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、成績評価・単位認定及び修了認定が適切に行われており、有効なものとなっていること。			
観点 8－1－① 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されているか。 【留意点】 ○ 観点 1－2－⑤の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえた授業科目の配置となっているか分析すること。 ○ 本評価書Ⅰ(1)4.において、特例適用専攻科又は J A B E E 認定プログラムについて記載した場合は、その結果を利用できる。利用する場合は、当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、根拠理由欄に、この結果を踏まえた根拠理由を記述すること。自己点検・評価結果欄の項目について、個別の記入は要しない。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
（根拠理由欄） 本校の専攻科は、2016年度に大学改革支援・学位授与機構から特例適用専攻科として認定されており、その際に、カリキュラム・ポリシーを踏まえて授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されていることが確認されている。			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえて、適切な授業科目を体系的に配置しているか。	◇カリキュラム一覧表、授業科目系統図等の授業科目配置状況がわかる資料		
（リストから選択してください）			

観点 8－1－② 準学士課程の教育との連携、及び準学士課程の教育からの発展等を考慮した教育課程となっているか。

【留意点】

- 本評価書Ⅰ(1)4.において、特例適用専攻科又は J A B E E 認定プログラムについて記載した場合は、その結果を利用できる。利用する場合は、当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、
根拠理由欄に、この結果を踏まえた根拠理由を記述すること。自己点検・評価結果欄の項目について、個別の記入は要しない。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

（根拠理由欄）

本校の専攻科は、2016年度に大学改革支援・学位授与機構から特例適用専攻科として認定されており、その際に、準学士課程との連携、準学士課程の教育からの発展等を考慮した教育課程となっていることが確認されている。

自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 専攻科の教育課程は、準学士課程の教育との連携、及び準学士課程の教育からの発展等を考慮しているか。	◇連携及び発展等の考慮状況がわかる資料		
（リストから選択してください）			

観点 8－1－③ 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態のバランスが適切であり、
それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導上の工夫がなされているか。

【留意点】

- 本評価書Ⅰ(1)4.において、J A B E E 認定プログラムについて記載した場合は、その結果を利用できる。利用する場合は、当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、
根拠理由欄に、この結果を踏まえた根拠理由を記述すること。自己点検・評価結果欄の各項目について、個別の記入は要しない。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

（根拠理由欄）

満たしていると判断する場合であって、J A B E E 認定プログラムの認定に係る結果を利用する場合は、当該結果が利用できると判断した根拠理由を記述すること。

なお、利用しない場合は、下記の自己点検・評価結果の各項目について分析すること。

自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、講義、演習、実験、実習等の適切な授業形態が採用されているか。	◇授業形態の開講状況（バランスを含む。）がわかる資料		
■ 採用されている	資料8-1-3-(1)-01 適切な授業形態が採用されていることを示す資料（授業形態の割合）		

	資料8-1-3-(1)-02 適切な授業形態が採用されていることを示す資料（専攻科科目系統図）		
	◆授業形態のバランスが適切であることについて、資料を基に記述する。		
	資料8-1-3-(1)-01に示すように、機械システム工学専攻（講義科目74.4%、演習・実習系科目25.6%）、電気電子工学専攻（講義科目74.3%、演習・実習系科目25.7%）、応用化学専攻（講義科目75%、演習・実習系科目25%）、都市工学専攻（講義科目75%、演習・実習系科目25%）となっており、全専攻とも適切な授業形態となっている。		
(2) 教育内容に応じて行っている、学習指導上の工夫には、どのような工夫があるか。（複数チェック■可）	◇チェックした項目の実施状況がわかる資料		
	資料8-1-3-(2)-01 対話・討論型授業（エンジニアリングデザイン演習）		
	資料8-1-3-(2)-02 対話・討論型授業（エンジニアリングデザイン演習発表会資料）		
	資料8-1-3-(2)-03 フィールド型授業（専攻科特別実習）		
	資料8-1-3-(2)-04 情報機器を活用する授業（シミュレーション工学）		
	◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		

観点 8－1－④ 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、教養教育や研究指導が適切に行われているか。

【留意点】

- 教養教育の実施状況や学生の研究指導が、学校教育法上の目的及び学校の教育の目的を達成する上で適切なものであるかどうかを分析すること。
- 本評価書Ⅰ(1)4.において、特例適用専攻科について記載した場合は、その結果を利用できる。利用する場合は、当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、根拠理由欄に、この結果を踏まえた根拠理由を記述すること。自己点検・評価結果欄の項目について、個別の記入は要しない。

関係法令 (法)第119条第2項

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

（根拠理由欄）

本校の専攻科は、2016年度に大学改革支援・学位授与機構から特例適用専攻科として認定されており、その際に、カリキュラム・ポリシーに基づき、教養教育や研究指導が適切に行われていることが確認されている。

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生への教養教育や研究指導を、適切に行っているか。	◇教養教育や研究指導の実施状況がわかる資料		
(リストから選択してください)			

観点 8－1－⑤ 成績評価・単位認定基準が、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、成績評価・単位認定が適切に実施されているか。

【留意点】

- 本評価書Ⅰ(1)4.において、J A B E E 認定プログラムについて記載した場合は、その評価結果を利用できる。利用する場合は、当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、根拠理由欄に、この結果を踏まえた根拠理由を記述すること。自己点検・評価結果欄の各項目について、個別の記入は要しない。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

（根拠理由欄）

満たしていると判断する場合であって、J A B E E 認定プログラムの認定に係る結果を利用する場合は、当該結果が利用できると判断した根拠理由を記述すること。

なお、利用しない場合は、下記の自己点検・評価結果の各項目について分析すること。

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 成績評価や単位認定に関する基準を、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、策定しているか。 ■ 策定している	◇成績評価や単位認定に関する規程等の該当箇所		
	資料8-1-5-(1)-01_CPに基づく成績および単位基準の策定を示す資料（神戸市立工業高等専門学校学則）		
	資料8-1-5-(1)-02_CPに基づく成績および単位基準の策定を示す資料（履修規程）		
	資料8-1-5-(1)-03_CPに基づく成績および単位基準の策定を示す資料（専攻科のしおり）		
(2) 成績評価や単位認定に関する基準に基づき、各授業科目の単位認定等を行っているか。 ■ 行っている	◇成績評価の組織内でのチェック等、成績評価が適切に実施されていることがわかる資料		
	資料8-1-5-(2)-01_成績および単位基準に基づき単位認定を行うことを示す資料（評価内訳表）		
	資料8-1-5-(2)-02_成績および単位基準に基づき単位認定を行うことを示す資料（評価内訳表チェックリスト）		
	資料8-1-5-(2)-03_成績および単位基準に基づき単位認定を行っていることを示す資料（修了認定会議）（非公表）		
(3) 1単位の履修時間が授業時間以外の学修と合わせて45時間である授業科目を配置している場合、授業時間以外の学修についての評価がシラバス記載どおりに行われていることを学校として把握しているか。 ■ 把握している	◇学校として把握していることがわかる資料		
	資料8-1-5-(3)-01_授業時間外の学修を把握していることを示す資料（授業アンケート）	授業アンケートで自学学習の時間を答えるようにしており、その結果から把握している。	

(4) 成績評価や単位認定に関する基準を学生に周知しているか。 ■ 周知している	◇周知を図る取組の内容（学生の手引きへの掲載、ウェブサイトでの明示等。）がわかる資料 資料8-1-5-(4)-01 成績評価および単位認定の基準を周知している資料（履修等に関する規程） 資料8-1-5-(4)-02 成績評価および単位認定の基準を周知している資料（専攻科のしおり）		
(5) (4)について、学生の認知状況を学校として把握しているか。 ■ 把握している	◇認知状況がわかる資料 資料8-1-5-(5)-01 成績評価や単位認定に関する基準を学生に周知し認知状況を把握していることを示す資料（学生アンケート）		
(6) 追試、再試の成績評価方法を定めているか。 ■ 定めている	◇追試、再試の成績評価の規程等がわかる資料 資料8-1-5-(6)-01 追試験の成績評価方法を定めている資料（履修規程）		
(7) 成績評価結果に関する学生からの意見申立の機会があるか。 ■ ある	◇成績評価結果に関する学生からの意見申立の機会の規程等がわかる資料 資料8-1-5-(7)-01 成績評価に対する学生の申立て機会を示す資料（年間行事予定表）		

(8) 成績評価等の客観性、厳格性を担保するため、どのような組織的な措置を行っているか。（複数チェック■可）			
	■ 成績評価の妥当性の事後チェック	資料8-1-5-(8)-01 成績評価の客観性、厳格性の担保を示す資料（授業自己点検シート）	
	■ 答案の返却	資料8-1-5-(8)-02 成績評価の客観性、厳格性の担保を示す資料（評価内訳表チェックシート）	
	■ 模範解答や採点基準の提示		
	☐ G P A の進級判定への利用		
	☐ 成績分布のガイドラインの設定		
	☐ 複数年次にわたり同じ試験問題が繰り返されていないことのチェック		
	☐ 試験問題のレベルが適切であることのチェック		
	☐ その他		
	◆実施状況や成績分布を踏まえて、成績評価や単位認定における基準の客観性・厳格性を担保するための措置が、有効に機能しているかどうかについて、資料を基に記述する。		
	答案の返却、模範解答や採点基準の提示については、年間行事予定でも示されている試験返却期間で行っている。成績評価は、評価内訳表の作成によりシラバス通りの評価がされていることを確認している。作成した評価内訳表はチェック担当者によるチェックを受けることで客観性と厳格性を担保している。		
	◆その他の項目にチェックした場合は、具体的な内容を記述する。		

観点 8－1－⑥ 修了認定基準が、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、修了認定が適切に実施されているか。

【留意点】

- 本評価書Ⅰ(1)4.において、J A B E E 認定プログラムについて記載した場合は、その評価結果を利用できる。利用する場合は、当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、根拠理由欄に、この結果を踏まえた根拠理由を記述すること。自己点検・評価結果欄の各項目について、個別の記入は要しない。

関係法令 (法)第119条第2項

観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

（根拠理由欄）

満たしていると判断する場合であって、J A B E E 認定プログラムの認定に係る結果を利用する場合は、当該結果が利用できると判断した根拠理由を記述すること。

なお、利用しない場合は、下記の自己点検・評価結果の各項目について分析すること。

自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学則等に、修業年限を 1 年以上と定めているか。 ■ 定めている	◇学則等の該当箇所がわかる資料		
	資料8-1-6-(1)-01 修業年限を定めている資料（学則抜粋）		
(2) 修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、修了認定基準を定めているか。 ■ 定めている	◇定めている該当規程や修了認定基準		
	資料8-1-6-(2)-01 DPに基づく修了認定基準を定めている資料（神戸市立工業高等専門学校学則）		
(3) 修了認定基準に基づき、修了認定しているか。 ■ 認定している	◇関係する委員会等の会議資料		
	資料8-1-6-(3)-01 修了認定基準に基づき修了認定していることを示す資料（修了認定判定資料）（非公表）		

(4) 修了認定基準を学生に周知しているか。 ☒ 周知している	◇周知を図る取組の内容（学生の手引きへの掲載、ウェブサイトでの明示等。）がわかる資料 資料8-1-6-(4)-01 修了認定基準を学生に周知している資料（専攻科のしおり）		
(5) (4)について、学生の認知状況を学校として把握しているか。 ☒ 把握している	◇学生の認知状況を把握していることがわかる資料 資料8-1-6-(5)-01 成績評価や単位認定に関する基準を学生に周知し認知状況を把握していることを示す資料（学生アンケート）		
8－1 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。 特に専攻科課程の教育課程及び教育方法に関して、準学士課程の5－1及び5－2の内容を参考に、特記すべき個性や特色等があれば、自由に記入すること。			
評価の視点			
8－2 専攻科課程としての入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切に運用されており、適正な数の入学状況であること。			
観点8－2－① 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な入学者選抜方法が採用されており、実際の学生の受入れが適切に実施されているか。 【留意点】 ○ 合否判定基準については、提示できるものがあれば、提示すること。自己評価書での提示が不可能な場合は、訪問調査時に提示すること。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック ☒) 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☒ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック ☒)	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）、特に入学者選抜の基本方針に沿った入学者選抜方法（学生募集の方針、選抜区分（学力選抜、推薦選抜等。）、面接内容、配点・出題方針等）となっているか。 ☒ なっている	◇入学者選抜要項、面接要領、合否判定基準、入学試験実施状況等がわかる資料 資料8-2-1-(1)-01 APに沿った入学者選抜方法になっていることを示す資料（入学者選抜規程） 資料8-2-1-(1)-02 APに沿った入学者選抜方法になっていることを示す資料（募集要項）		

	資料8-2-1-(1)-03_入学者選抜の基本方針および選抜方法を示した資料（推薦選抜面接要領）（非公表）		

観点 8－2－② 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生を受入れているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。

【留意点】
なし。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 検証及び検証結果を改善に役立てる体制を整備しているか。	◇検証の体制に関する資料		
■ 整備している	資料8-2-2-(1)-01_検証の体制を示す資料（専攻科運営委員会規程）		
	資料8-2-2-(1)-02_入学者選抜の検証結果を改善に役立てる体制を示す資料（入試委員会規程）		
	◇改善に役立てる体制に関する資料		
(2) (1)の体制の下、実際に入学した学生が、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿っているかどうかの検証を行っているか。	◇検証を行っていることがわかる資料		
■ 行っている	資料8-2-2-(2)-01_入学学生がAPに沿っているかどうかの検証を行ったことを示す資料（専攻科新入生アンケート）		

(3) (2)の検証の結果を入学選抜の改善に役立てているか。 ☒ 改善に役立てている	資料8-2-2-(3)-01 検証結果を入学選抜の改善に役立てている資料1 (H28募集要項)		
	資料8-2-2-(3)-02 検証結果を入学選抜の改善に役立てている資料1 (H29募集要項)		
	◆検証の結果に基づいた具体的な改善の実施状況を踏まえて、検証の結果を改善に役立てている状況について、資料を基に記述する。 受験者のTOEICスコアの上昇も鑑み、平成29年度にTOEICの点数換算の改善を行った。 また、本校専攻科のアドミッション・ポリシーに沿った推薦選抜を実施するため、令和2年度入学選抜（推薦選抜）の面接を、一般教養面接と専門面接の2段階方式とし、一般教養面接では、ネイティブスピーカーによるヒアリングとスピーキングの口頭試問を取り入れた。		

観点 8－2－③ 実入学人数が、入学定員を大幅に超過、又は大幅に不足している状況になっていないか。また、その場合には、入学選抜方法を改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学人数との関係の適正化が図られているか。

【留意点】

○ (2)の体制の整備は、必ずしもこの取組のためだけの組織を整備することを求めているのではなく、既存の委員会に対応することとなっている場合には、当該委員会に関する規程の所掌において定員と実入学人数との関係の把握と必要な改善のための取組が明示されていることを分析すること。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

☒ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生定員を専攻ごとに学則等で定めているか。 ☒ 定めている	◇学則等の該当箇所		
	資料8-2-3-(1)-01 定員を定めていることを示す資料（神戸市立工業高等専門学校学則）		
(2) 専攻ごとの入学定員と実入学人数との関係を把握し、改善を図るための体制を整備しているか。 ☒ 整備している	◇体制の整備に係る規程等がわかる資料		
	資料8-2-3-(2)-01 実入学人数の把握と改善を示す資料（入試委員会規程）		

(3) 過去 5 年間の専攻ごとの入学定員に対する実入学者数が適正であるか。 ■ 適正である	◇【様式 2 - 2】平均入学定員充足率計算表 		
(4) 過去 5 年間で、実入学者数が、入学定員を大幅に超過、又は大幅に不足している状況にあった場合は、改善の取組を行っているか。 ■ 過去 5 年間で大幅に超過、大幅に不足していないので、該当しない	◆大幅に超過、又は大幅に不足している状況にあった場合には、該当する専攻について、実入学者数の改善に資する取組や教育環境等の改善により教育等に支障が生じないように取った対応等、実際に行った事例がわかる資料を基に記述する。 平成29年度入試までは、入学定員を大幅に超える状況であった。これを改善するために、平成30年度入試からこれまでの前期入試と後期入試の形態から変更した。学力入試を前期だけとしたが、A方式（専願）、B方式（併願）を取り入れた。その結果、平成30年度以降は、定員を大幅に超えることはなくなり、ほぼ適正の合格者（定員の130％前後）となり、入学者の質の向上も図られた。		
8 - 2 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
専攻科入試（学力）において「A方式（専願）、B方式（併願）」の導入は、第 3 ブロックでも本校が初めての試みであり、おそらく全国でもこの入試方法は導入されていなかった。大幅な定員超過もなく、入学者の質の向上が図られたのは大きな成果と考える。また、アドミッション・ポリシーに沿った選抜を行うため面接試験においてネイティブスピーカーによるヒアリングとスピーキングの口頭試問を導入した。このような取り組みは、他の高専の先陣を切る取り組みであるため特記事項として記入する。			
		資料8-2-特-(1)-01_専攻科入試での特色ある取り組み（令和4年度募集要項）	
		資料8-2-特-(1)-02_専攻科入試での特色ある取り組み（面接試験）	

評価の視点

8－3 修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に照らして、学習・教育・研究の成果が認められること。

観点8－3－① 成績評価・修了認定の結果から判断して、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った学習・教育・研究の成果が認められるか。

【留意点】

○ 学生の成績（修了時のGPA値等。）や修業年限内修了率、単位修得率（登録授業単位数に対する修得単位数の率。）等、成果を総合的に分析すること。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生が修了時に身に付ける学力、資質・能力について、成績評価・修了認定の結果から学習・教育・研究の成果を把握・評価するための体制を整備しているか。	◇体制の整備状況がわかる資料		
	資料8-3-1-(1)-01_学習成果を把握・評価する体制を示す資料（専攻科運営委員会規程）		
(2) 学生が修了時に身に付ける学力、資質・能力について、成績評価・修了認定の結果から学習・教育・研究の成果を把握・評価しているか。	◇成績評価・修了認定等に関するデータ・資料		
	資料8-3-1-(2)-01_成績評価・修了認定の結果から学習・教育・研究の成果を把握・評価していることを示す資料（修了認定判定資料）（非公表）		

(3) (2)の結果から学習・教育・研究の成果が認められるか。 ■ 認められる	◇把握・評価の実施状況がわかる資料 資料8-3-1-(3)-01_学習・教育・研究の成果を示す資料（学会等受賞一覧） ◆左記(2)及び上記の資料を踏まえて、学習・教育・研究の成果が認められることについて、資料を基に記述する。 修了認定会議では、修了認定会議資料をもとに学生の単位取得状況や学会発表経験など修了要件を満たしていることを確認・審議し、修了認定している。 各学会等で受賞する学生も多く、研究の成果も認められる。		
観点8－3－② 達成状況に関する学生・修了生・進路先関係者等からの意見の聴取の結果から判断して、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った学習・教育・研究の成果が認められるか。 【留意点】 ○ (1)の体制の整備が、観点8－3－①同じ体制で実施されている場合には観点8－3－①と同じ資料となる。 ○ (2)(3)(4)は、観点1－1－③で分析している種々の評価結果の一部と同一のものであるため、内容の整合性に留意して分析すること。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生が修了時に身に付ける学力、資質・能力について、学生・修了生・進路先関係者等からの意見聴取の結果に基づいて、学習・教育・研究の成果を把握・評価するための体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇体制の整備状況がわかる資料 資料8-3-2-(1)-01_学生等の意見聴取に基づき学習・教育・研究の成果を把握評価する体制を示す資料（自己評価委員会規程）		
(2) 学生が修了時に身に付けた学力、資質・能力について、修了時の学生に対する意見聴取の結果から学習・教育・研究の成果の把握・評価を行っているか。 ■ 行っている	◇意見聴取の結果に関するデータ・資料 資料8-3-2-(2)-01_修了時の意見聴取から学習・教育・研究の成果を把握していることを示す資料（達成度評価） 資料8-3-2-(2)-02_修了時の意見聴取から学習・教育・研究の成果を把握していることを示す資料（満足度アンケート）	「資料1-1-3-(1)-11」の⑤（16ページ）、「資料1-1-3-(1)-12」の②（16ページ）にあるように、達成度評価に関する評価を行っている。	

(3) 学生が修了時に身に付けた学力・資質・能力について、修了生（修了直後でない者）に対する意見聴取の結果から学習・教育・研究の成果の把握・評価を行っているか。 ■ 行っている	◇把握・評価の実施状況がわかる資料 資料8-3-2-(3)-01 修了生の意見聴取から学習・教育・研究の成果を把握していることを示す資料（卒業生・修了生アンケート質問項目） 資料8-3-2-(3)-02 修了生の意見聴取から学習・教育・研究の成果を把握していることを示す資料（卒業生・修了生アンケート結果）		
(4) 学生が修了時に身に付けた学力・資質・能力について、進路先関係者等に対する意見聴取の結果から学習・教育・研究の成果の把握・評価を行っているか。 ■ 行っていない	◇把握・評価の実施状況がわかる資料 資料8-3-2-(4)-01 進路先の意見聴取から学習・教育・研究の成果を把握していることを示す資料（企業アンケート集計結果） 資料8-3-2-(4)-02 進路先の意見聴取から学習・教育・研究の成果を把握していることを示す資料（企業アンケート） 資料8-3-2-(4)-03 進路先の意見聴取から学習・教育・研究の成果を把握していることを示す資料（進学先アンケート結果）		
(5) (2)～(4)の評価結果から学習・教育・研究の成果が認められるか。 ■ 認められる	◆左記(2)～(4)及び上記の資料を踏まえて、学習・教育・研究の成果が認められることについて、資料を基に記述する。 卒業生・修了生アンケート結果（卒業後5年程度）では、ディプロマ・ポリシーの4つの項目について役立っているものが多くあり、卒業後の経験から85%がディプロマ・ポリシーがは妥当だと回答している。また、企業アンケート結果では89%がディプロマ・ポリシーに沿った学力や教養が身につけていると回答していることから、学習・教育の成果が得られていると認められる。		

観点 8－3－③ 就職や進学といった修了後の進路の状況等の実績から判断して、学習・教育・研究の成果が認められるか。

【留意点】なし。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学校として把握している最近5年間の就職率及び進学率から判断して、学習・教育・研究の成果が認められるか。 ■ 認められる	◇【様式2－4】修了者進路実績表		
(2) 学校として把握している就職先や進学先は、各専攻の養成しようとする人材像に適したものとなっているか。 ■ なっている	資料8-3-3-(2)-01 進学先・就職先が養成する人材像に対して適していることを示す資料(専攻科生進路先)		
	◆就職率・進学率や就職先等から、養成しようとする人材像にかなった成果が得られているかどうかについて、資料を基に記述する。		
	過去5年間（2016年度～2020年度）の平均値より、就職率（就職者数／就職希望者数）は99％と極めて高く、就職先も製造業や電気・ガス供給業、情報通信業、コンサルティングなど本校の専攻科が育成しようとする技術者像にふさわしいものとなっている。また、進学率（進学者数／進学希望者数）も97％以上と極めて高く、進学先も本校の専攻科の分野に関連した大学院の工学研究科が中心となっていることから、本校の専攻科が養成しようとする人材像にかなった成果が得られている。		

観点 8－3－④ 修了生の学位取得状況から判断して、学習・教育・研究の成果が認められるか。

【留意点】

○ 学位の取得を目的としていない専攻科については、「□学位の取得を目的としていないので、該当しない」の欄をチェックすること。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1)過去5年間の修了生の学位取得の状況から、学習等の成果が認められるか。 ■ 認められる	◇学位取得状況がわかる資料		
	資料8-3-4-(1)-01 学位取得状況から学習成果が認められることを示す資料（進路集計）		
	本校の専攻科は、大学改革支援・学位授与機構から特例適用専攻科の認定を受けており、修了生の学位取得率は100%である。		

8－3 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。

基準 8

優れた点

観点 8－2 でも述べたが、専攻科入試（学力）において「A方式（専願）、B方式（併願）」の導入は、第3ブロックでも本校が初めての試みであり、おそらく全国でもこの入試方法は導入されていなかった。大幅な定員超過もなく、入学者の質の向上が図られたのは大きな成果と考える。また、アドミッション・ポリシーに沿った選抜を行うため面接試験においてネイティブスピーカーによるヒアリングとスピーキングの口頭試問を導入した。このような取り組みは、他の高専の先陣を切る取り組みであるとする。

改善を要する点
